

# 官報 号外

昭和四十八年四月十七日

## ○第七十一回 衆議院会議録 第二十七号

昭和四十八年四月十七日(火曜日)

午後二時開議

昭和四十八年四月十七日

議事日程

第二十三号

午後二時開議

第一 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 物品税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出) 飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案(農林水産委員長提出)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)

地方法の一部を改正する法律案(内閣提出)

大規...の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) これより会議を開きます。

○議長(中村梅吉君) 日程第一、港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

め、同項第七号中「及び待合所」を「待合所及び宿泊所」に改め、同項第八号の二中「船舶補給施設」を「船舶役務施設」に、「港湾役務提供用船舶」を「港湾公害防止施設」に改め、同項第九号から第十二号までの三までを次のように改める。

九 港湾公害防止施設 汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設

九の二 廃棄物処理施設 廃棄物埋立護岸、破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設(第十二号に掲げる施設を除く。)

九の三 港湾環境整備施設 海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

九の四 港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設(第十四号に掲げる施設を除く。)

九の五 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他港湾の管理のための移動施設

九の六 港湾管理用移動施設 港湾役務提供用船舶を「港湾役務提供用移動施設」に、「並びに船舶の廃油の処理及び船舶又は海洋施設において生じた廃棄物の受入れの用に供する船舶」を「及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両」に改め、同項に次の一号を加える。

十四 港湾管理用移動施設 清掃船、通船その他港湾の管理のための移動施設

第二条第五項第十二号中「港湾役務提供用船舶」を「港湾役務提供用移動施設」に、「並びに船舶の廃油の処理及び船舶又は海洋施設において生じた廃棄物の受入れの用に供する船舶」を「及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両」に改め、同項に次の一号を加える。

第二条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「その他の公害防止」を「漂流物の除去その他港湾の保全」に改め、同項の次に次の二項を加える。

八 この法律で「開発保全航路」とは、港湾区域及び河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)及び河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

第三条第一項に規定する河川の河川区域（以下「河川区域」という。）以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路をいい、その構造の保全及び船舶の航行の安全のため必要な施設を含むものとし、その区域は、政令で定める。

第一章の次に次の二章を加える。

## 第一章の二 港湾計画等

（港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針）

第三条の二 運輸大臣は、港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項

二 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項

三 開発保全航路の配置その他開発に関する事項

3 基本方針は、交通体系の整備、国土の適正な利用及び均衡ある発展並びに国民の福祉の向上のため果たすべき港湾及び開発保全航路の役割を考慮して定めるものとする。

4 運輸大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、且つ、港湾審議会の意見をきかなければならぬ。

5 港湾管理者は、基本方針に関し、運輸大臣に対し、意見を申し出ることができる。

6 運輸大臣は、基本方針を定め、又は変更したときは、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

7 運輸大臣は、第四項の規定により提出された港湾計画が、基本方針又は第二項の運輸省令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、当該港湾管理者に対し、これを変更すべきことを求めることができる。

8 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

9 第三項の規定は、地方港湾の港湾管理者が

（港湾計画）

第三条の三 重要港湾の港湾管理者は、港湾の

開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する地

域の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項その他の基本的な事項に関する事項、港湾省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。

2 港湾計画は、基本方針に適合し、且つ、港

湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項その他の基本的な事項に関する事項、港湾省令で定める基準に適合したものでなければならぬ。

3 重要な港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見をきかなければならない。

4 重要な港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、当該港湾計画を運輸大臣に提出しなければならない。

5 運輸大臣は、前項の規定により提出された港湾計画について、港湾審議会の意見をきかなければならない。

6 運輸大臣は、第四項の規定により提出され

た港湾計画が、基本方針又は第二項の運輸省

令で定める基準に適合していないと認めるとき、その他当該港湾の開発、利用又は保全上著しく不適当であると認めるときは、当該港

湾管理者に対し、これを変更すべきことを求

めることができる。

7 運輸大臣は、第四項の規定により提出され

た港湾計画について前項の規定による措置をとる必要がないと認めるときは、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

8 地方港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更したときは、運輸省令で定めるところにより、当該港湾計画の概要を公示しなければならない。

9 第三項の規定は、地方港湾の港湾管理者が

港湾計画を定め、又は変更する場合に準用する。

第四条第五項中「河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第一項に規定する河川の」を削る。

第五条第一項第三号を削り、同項第二号中「発展及び港湾区域」を「開発、利用及び保全並びに港湾」に改め、「港湾施設」の下に「（第十一号）」を加え、「の計画を作成」を「に関する港湾工事を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「漂流物」の下に「、廃船」を、「除去」の下に「及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除」を加え、同号を同項第二号とし、同号の三に掲げる施設以外の廃棄物処理施設を除く。」を加え、「の計画を作成」を「に関する港湾工事を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を削り、同項第六号中「設ける」を「設け、」に改め、同項第七号中「発展」を「開発、利用及び保全」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

一 港湾計画を作成すること。

第十二条第一項第六号中「設ける」を「設け、」に改め、同項第七号中「発展」を「開発、利用及び保全」に改め、同項第十一号の二の次に次の一号を加える。

十一の三 廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設（船舶若しくは海洋汚染防止法（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第六号に規定する海洋施設において生じた廃棄物又は第二号に掲げる業務の実施その他海洋における汚染の防除により収集された廃棄物の処理のための施設で廃棄物埋立護岸以外のものをいう。以下同じ。）及び廃油処理施設（同法第二条第九号に規定する廃油処理施設をいう。）を管理運営すること。

同項第四号中「管理」を「保全」に改め、同項第一号を削り、

2 地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関する事項は、条例で定める。

第三十七条第一項第一号中「本条中」を削り、

2 第二項第一項中「管理」を「保全」に改め、同項第一号を削り、

3 第二項第一項中「保全」を「利用若しくは保全」に、「港湾の開発发展に関する港湾管理者の計画」を「第三条の三第七項若しくは第八項の規定により公示された港湾計画」に、「同項第一号」を「前項第一号」に改める。

第三十七条の二第三項中「ときは」の下に「、その区域を公告し、且つ」を加える。

第三十八条の三に次の二項を加える。

（地方港湾審議会）

第二十四条の二 委員長の諮問に応じ、当該港湾に關する重要な事項を調査審議させるため、

第三十九条の二 臨港地区内において、次の各

号の一に掲げる行為をしてようとする者は、當

重要港湾の港務局に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港務局に、必要に応じ、第十二条の二の規程で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関する事項は、第十二条の二の規程で定めること。

第三十五条の次に次の二項を加える。

（地方港湾審議会）

第三十五条の次に次の二項を加える。

（地方港湾審議会）

第三十六条第一項中「利用」の下に「、保全」を加える。

第三十七条第一項中「保全」を「利用若しくは保全」に、「港湾の

開発发展に関する港湾管理者の計画」を「第三条の三第七項若しくは第八項の規定により公示された港湾計画」に、「同項第一号」を「前項第一号」に改める。

第三十七条の二第三項中「ときは」の下に「、その区域を公告し、且つ」を加える。

第三十八条の三に次の二項を加える。

（臨港地区内における行為の届出等）

第三十九条の二 臨港地区内において、次の各

号の一に掲げる行為をしてようとする者は、當

該行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、運輸省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者の長に届け出なければならない。但し、第三十七条第一項の許可を受けた者が当該許可に係る行為をしようとするとき、又は同条第三項に掲げる者が同項の規定による港湾管理者の長との協議の調つた行為をしようとするときは、この限りでない。

一 水域施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良

二 次号に規定する工場等の敷地内の廃棄物処理施設（あつぱら当該工場等において発生する廃棄物を処理するためのものに限る。）以外の廃棄物処理施設で政令で定めるものの建設又は改良

三 工場又は事業場で、一の団地内における作業場の床面積の合計又は工場若しくは事業場の敷地面積が政令で定める面積以上であるもの（以下「工場等」という。）の新設又は増設

四 前三号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

2 前項の規定により届出をしなければならない。前項の規定により届出をしなければならない。港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある政令で定める施設の建設又は改良

3 前項第一号及び第二号に掲げる行為には、次に掲げる事項を記載した届出書を港湾管理者の長に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人について、その代表者の氏名

二 前項第一号及び第二号に掲げる行為について、次に掲げる事項

イ 当該施設の位置、種類及び構造

ロ 当該施設の使用の計画

三 前項第三号に掲げる行為について、次に掲げる事項

イ 工場等の位置、種類及び敷地面積並びに作業場の床面積

ロ 工場等の事業活動に伴い搬入し、又は搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

搬出することとなる貨物の量の概計及び輸送に関する計画

ハ 工場等の事業活動に伴い生ずることとなる廃棄物の量の概計及び処理に関する計画

四 その他運輸省令で定める事項

3 前項の届出書には、当該届出に係る行為に係る施設の工事設計書その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

4 第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為に係る工事の開始の日の六十日前までに、運輸省令で定めるところにより、その旨を港湾管理者の長に届け出なければならぬ。

5 第一項の規定により届出をした者は、当該届出に係る行為の実施の間ににおいて第二項第一号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を港湾管理者の長に届け出なければならない。

6 第三項の規定は、第四項の規定による届出について準用する。

7 港湾管理者の長は、第一項又は第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為が次の各号（第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる行為にあつては、第三号及び第四号。次項及び第十項において同じ。）に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に係る計画を変更すべきことを命ずることができる。

8 港湾管理者の長は、第一項又は第四項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る行為（第一項第二号及び第四号に掲げる行為を除く。）が前項各号に掲げる基準に適合せず、且つ、その実施により水域施設、外郭施設、係留施設又は臨港交通施設の開発に関する港湾計画を著しく変更しなければ港湾の管理運営が困難となると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に係る計画を変更すべきことを命ずることができる。

9 第三十七条第三項に掲げる者は、第一項各号に掲げる行為（同項但書に規定する行為を除く。）をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、その旨を港湾管理者の長に通知しなければならず、その通知した事項を変更しようとするときは、第四項の規定による届出の例により、その旨を港湾管理者の長に通知しなければならない。

10 港湾管理者の長は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る行為が第七項各号に掲げる基準に適合しないと認めるときは、その通知を受けた日から六十日

し適切であること。

二 新設又は増設される工場等の事業活動により生ずることとなる廃棄物のうち、当該第八項の規定により公示された港湾計画において定めた廃棄物の処理に関する計画に照らし適切であること。

三 第三条の三第七項又は第八項の規定により公示された港湾計画の遂行を著しく阻害するものでないこと。

四 その他港湾の利用及び保全に著しく支障を与えるおそれがないものであること。

五 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

六 第四十二条第一項ただし書きを削る。

四 第四十三条中「目的で」の下に「（第四号に掲げる行為を除く。）を加え、同条の五以内

五 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の港湾工事については十分に次の二号を加える。

四 港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良の港湾工事については十分に次の二号を加える。

九 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生の増進を図ることを目的とする区域

八 マリーナ港区 スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供することを目的とする区域

十 以内に限り、その通知をした者に対し、その通知に係る行為に係る計画の変更その他の必要な措置をとることを要請することができること。

十一 第三十九条第一項に次の二号を加える。

十二 第四十三条中「目的で」の下に「（第四号に掲げる行為を除く。）を加え、同条の五以内

十三 第五章中第四十三条の四の次に次の二号を加える。

四 港湾環境整備負担金

第43条の5 港湾管理者は、その実施する港湾工事で、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的とするもの（公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業であるものを除く。）が、港湾区域又は臨港地区内にある工場又は事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場若しくは事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止し、若しくは軽減することに資するときは、政令で定める基準に従い、条例で、当該工場又は事業場に係る事業者に、当該港湾工事に要する費用の一部を負担

2 港湾管理者は、前項の規定により負担させようとするときは、あらかじめ、地方港湾審議会の意見をきかなければならない。

第六章を第七章とし、第五章の次に次の二章を加える。

#### (号外) 報官 (第六章 開発保全航路)

##### (開発及び保全)

第四十三条の六 開発保全航路の開発及び保全は、運輸大臣が行なう。

第四十三条の七 第五十五条の二、第五十五条の四及び第五十五条の五の規定は、開発保全航路に関する工事について準用する。

第四十三条の八 何人も、開発保全航路内において、みだりに、船舶、土石等の物件を捨て、又は放置してはならない。

2 開発保全航路内において、水域を工作物の設置等により占止めし、又は土砂を採取しようとする者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬ。

3 運輸大臣は、前項の行為が船舶の交通に支障を与えるものであるとき、その他開発保全航路の開発又は保全に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

(費用の負担)

第四十三条の九 開発保全航路の開発及び保全に要する費用は、次項及び次条の規定による場合を除き、国が負担する。

2 第四十三条の二、第四十三条の三第一項及び第四十三条の四第一項の規定は、開発保全航路に関する工事の費用について準用する。

3 前項において準用する第四十三条の三第一項又は第四十三条の四第一項の規定により負担金の徴収を受ける者の範囲及びその徴収方法は、運輸省令で定める。

第四十三条の十 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第八条第一項及び第二項の規定は、開発保全航路に関する工事について準用する。

第四十五条の二中「利用」を「開発、利用、保全」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(滞船の場合における要請)

第四十五条の三 港湾管理者は、多數の船舶が入港したため、係留施設の不足により当該港湾の円滑な運営が著しく阻害されていると認めるとときは、港湾管理者以外の係留施設を管理する者に対し、当該係留施設をできる限り広く入港船舶に利用させるよう要請することができる。

第四十八条を次のように改める。

#### (第四十八条 刪除)

第五十条の次に次の二条を加える。

##### (港湾管理者の協議会の設置等)

第五十条の二 運輸大臣は、港湾管理者を真にする二以上の港湾について広域的且つ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要があると認めるときは、これらの港湾の港湾管理者に対し、港湾計画の作成、港湾の利用の方法、港湾の環境の整備その他の港湾の開発、利用及び保全に関する重要な事項について相互に連絡調整を図るために、協議により規約を定め、協議会を設けるべきことを勧告することができる。

3 港湾管理者は、第一項の協議会の規約を定め、又は変更したときは、遅滞なく、運輸大臣に届け出なければならない。

4 第一项の協議会で地方公共団体である港湾管理者が加入するものについては、地方自治

地方自治法第二百五十二条の二第六項、第七百五十二条の三及び第二百五十二条の四第一項の規定は、第一項の協議会で港務局のみが加入するものについて準用する。

第五十二条第一項中「又は避難港において、利用又は保全に関するため」を「開発、利用又は保全に関するため」に改める。

第五十二条第一項中「又は避難港において、一般交通の利便を増進する」を「開発、利用又は保全に関するため」に改める。

第五十二条第一項中「又は避難港において、一般交通の利便を増進する」を「開発、利用又は保全に関するため」に改める。

第五十二条第一項中「又は避難港において、一般交通の利便を増進、公害の発生の防止又は環境の整備を図り、避難港において一般交通の利便の増進を図る」に改め、同条第二項中「特定重要港湾における臨港交通施設」を次の各号に掲げる施設に、「その十分の二・五を負担し、特定重要港湾以外の重要な港湾における臨港交通施設の建設又は改良に係るものは、当該港湾の港湾管理者がその十分の五を」を「当該各号に掲げる割合で」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特定重要港湾における臨港交通施設 十 分の二・五

二 特定重要港湾以外の重要な港湾における臨港交通施設 十 分の五

三 重要な港湾における港湾公害防止施設又は港湾環境整備施設 十 分の五

四 重要な港湾における廃棄物埋立護岸又は海上洋性廃棄物処理施設 十 分の七・五

第五十五条の五の次に次の二条を加える。

(事業者の負担金を徴収する港湾工事に係る国庫負担等の特例)

第五十五条の五の二 運輸大臣又は港湾管理者の負担金を徴収する港湾工事が、企業合理化促進法第八条の規定によるものについては、地方自治

第四項の規定に基づく処分により納付すべき負担金の額を控除した額について、公害防止

事業費事業者負担法第一条第二項に規定する公害防止事業である場合においては、その工事に要する費用の額から当該事業者が同法の規定

により納付すべき負担金の額を控除した額について、この法律又は港湾工事に関する他の法令に規定する港湾工事に要する費用の負担

又は補助の割合により、國と港湾管理者がそれぞれ負担し、又は國が補助する。

第五十五条の七第二項中「第四十八条第三項の規定による公示に係る計画」を「第三条の三第三項の規定による公示に係る港湾計画」に改め

第五十六条第一項中「その水域」の下に「(開発保全航路の区域を除く。)」を加え、「又は土砂を採取し」を「土砂を採取し、又はその他の港湾の

利用若しくは保全に支障を与えるおそれのある

政令で定める行為をし」に改め、同条第三項中「第四項」を「第六項」に改め、同条第四項を削除する。

(港湾の施設に関する技術上の基準)

第五十六条の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設は、他の

法令の規定の適用がある場合においては当該

法令の規定によるほか、運輸省令で定める技

術上の基準に適合するように、建設し、改良

し、又は維持しなければならない。

(水域施設等の建設又は改良)

第五十六条の三 水域(港湾区域及び第五十六

条第一項の規定により公告されている水域を

除く。以下この条において同じ。)において、水

域施設、外郭施設又は係留施設で政令で定め

るもの(以下「水域施設等」という)を建設し、

又は改良しようとする者は、当該行為に係る

工事の開始日の六十日前までに、運輸省令で定めるところにより、水域施設等の構造及び所在する水域の範囲その他運輸省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。但し、当該変更により工事を要しない場合には、その変更があつた後遅滞なく、届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る水域施設等が前条の技術上の基準に適合しないものであると認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該水域施設等の建設若しくは改良を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第二十七条第三項に掲げる者は、水域において、水域施設等を建設し、又は改良しようとするときは、第一項の規定による届出の例により、その旨を都道府県知事に通知しなければならず、その通知した事項を変更しようとするときは、同項の規定による届出の例により、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合において、当該通知に係る水域施設等が、前条の技術上の基準に適合しないものであると認めるときは、その通知を受けた日から六十日以内に限り、その通知をした者に対し、必要な措置をとることを要請することができる。

5 都道府県知事は、第一項の規定による届出又は第二項の規定による通知があつたときは、運輸省令で定めるところにより、届出又は通知のあつた事項を公示しなければならない。

(監督処分)

第五十六条の四 運輸大臣、都道府県知事又は

港湾管理者の長は、第一号に該当する者(運輸大臣にあつては同号)、都道府県知事にあつては同号)、港湾管理者の長にあつては同号)に掲げる規定に違反した者)又は第二号

若しくは第三号に該当する者に対し、工事を他の行為の中止、工作物の改築、移転若しくは撤去、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき障害を除去し、若しくは予防するため必要な施設の設置することができ、第二号又は第三号に該当する者に対し、第一号に掲げる規定によつて与えた許可を取り消し、その効力を停止し、その条件を変更し、又は新たな条件を附することができる。

### 一 次の規定に違反した者

イ 第四十三条の八第一項又は第二項

ロ 第五十六条第一項

ハ 第三十七条第一項

二 前号に掲げる規定(第四十三条の八第一項を除く。)による許可に附した条件に違反した者

三 詐欺その他不正な手段により第一号に掲げる規定(第四十三条の八第一項を除く。)による許可を受けた者

四 第四十一条の二第一項、第四十一条第一項又は第四十条の二第一項、第四十二条第一項又は第五十六条の六 第四十三条の九第一項の規定において準用する第四十三条の二、第四十三条第一項若しくは第四十三条の四第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(強制徴収)

第五十六条の六 第四十三条の九第一項の規定において準用する第四十三条の二、第四十三条第一項若しくは第四十三条の四第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 運輸大臣は、重要港湾において企業合理化促進法第八条第四項の規定により水域施設、外郭施設又は係留施設の建設又は改良の工事を施行しようとする場合において、同項の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の十分の五をこえることとなるときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

3 第五十八条第二項中「河川法第三条第一項に規定する河川の」を削る。

第五十八条の二中「第三十七条第一項の許可に關する処分、同条第四項の占用料若しくは土地採取料の徴収、同条第五項の過怠金の徴収、第三十七条の三、第四十条の二第一項若しくは第四十一条第一項の命令」を「この法律による職権」に改める。

4 第五十九条第二項中「第三十七条の三」を「第三十八条の二第八項」に、「及び第四十一条第一項」を、第四十二条第一項及び第五十六条の四第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律による職権の行使、第四十五条の二の規定による委任に基づく職権の行使、第

合において、延滞金は、年十四・五パーセントの割合で計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

(報告の徴収者等)

第五十六条の五 運輸大臣、都道府県知事又は港湾管理者の長は、この法律の施行に必要な限度において、運輸省令で定めるところにより、第三十七条第一項、第四十三条の八第二項若しくは第五十六条第一項の規定による許可を受けた者から必要な報告を徴し、又はそくは当該許可に係る行為に係る場所若しくは職員に当該許可に係る行為に係る場所若しくは当該許可を受けた者の事務所若しくは事務場に立ち入り、当該許可に係る行為の状況若しくは工作物、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す證明書を携帯し、関係人にこれを見示さなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯

罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 延滞金は、負担金に先づるものとする。

第五十七条の見出しを「(関係行政機関の長と

の協議)」に改め、同条中「第四十七条若しくは第四十八条第二項の命令若しくは請求」を「第三条の三第六項の要求若しくは第四十七条の命令」に改め、同条に次の二項を加える。

2 運輸大臣は、重要港湾において企業合理化促進法第八条第四項の規定により水域施設、外郭施設又は係留施設の建設又は改良の工事を施行しようとする場合において、同項の規定による負担金の額がその工事に要する費用の額の五をこえることとなるときは、

3 第五十八条第二項中「河川法第三条第一項に規定する河川の」を削る。

第五十八条の二中「第三十七条第一項の許可に關する処分、同条第四項の占用料若しくは土地採取料の徴収、同条第五項の過怠金の徴収、第三十七条の三、第四十条の二第一項若しくは第四十一条第一項の命令」を「この法律による職権」に改める。

4 第五十九条第二項中「第三十七条の三」を「第三十八条の二第八項」に、「及び第四十一条第一項」を、第四十二条第一項及び第五十六条の四第一項」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 この法律による職権の行使、第四十五条の二の規定による委任に基づく職権の行使、第

五十九条第一項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使及び公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律による職権の行使、企業合理化促進法又は公害防止事業費事業者負担法の規定による負担金の徴収に関する職権の行使並びに行政代執行法の適用に関する訴えに関する行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁と第六十条の次に次の二条を加える。

（許可の条件）

第六十条の二 運輸大臣、都道府県知事又は港湾管理者の長は、この法律の規定による許可には、必要な条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

（経過措置）

第六十条の三 この法律の規定に基づき政令又は運輸省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は運輸省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第六十一条の前に次の二条を加える。

（職権の委任）

第六十条の四 第六章及び第五十六条の四から第五十六条の六までの規定による運輸大臣の職権は、政令で定めるところにより、港湾建設局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第六十一条第一項を次のとおりに改める。

次の方の二に該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三十七条第一項、第四十三条の八第二

項又は第五十六条第一項の規定に違反した者、

二 第四十三条の八第一項の規定に違反した者、

第六十一条中第二項を第四項とし、第一項の二項又は第五十六条の四第一項の規定による処分に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

3 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三十八条の二第一項若しくは第四項又は第五十六条の三第一項前段若しくは後段本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十六条の五第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 第五十六条の見出しを削り、同条中「前条第一項」を「前条第一項から第三項まで」に、「同本則に次の二条を加える。

第六十三条 第三十八条の二第五項又は第五十六条の三第一項後段舊書の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下

下の過料に処する。

（北海道開発のためによる港湾工事に関する法律の一部改正）

第二条 北海道開発のためによる港湾工事に関する法律（昭和二十六年法律第七十三号）の一部を

次のように改正する。

公害防止施設又は港湾環境整備施設の建設又は改良に係るものについて、国と港湾管理者とがその十分の五をそれぞれ負担し、廢棄物埋立

に係るものについては、国がその十分の二・五を、港湾管理者がその十分の七・五をそれぞれ負担する」に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第六十一条中「港湾交通施設」の下に「港

湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設」を加え、同条第十項中「臨港交通施設」の下に「港湾公害防

止施設」「海洋性廃棄物処理施設」「港湾環境整備施設」を加え、「港湾法第二条」を「港湾法」に改める。

第八条第三項中「臨港交通施設」「港湾環境整備施設」を加え、「港湾法第二条」を「港

湾公害防止施設、廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃油処理施設及び同法第十二条第二項第十一号の三の海洋性廃棄物処理施設に限る。）」を加え、「港湾法第二条」を「港

湾環境整備施設」を加え、「同条第八項」を「同法第二条第九項」に改める。

（海洋汚染防止法の一部改正）

第四条 海洋汚染防止法の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「港湾管理者」の下に「及び漁港管理者」を加え、同条第二項中「港湾管理者」の下に「又は漁港管理者」を加える。

第二十一条第二項及び第二十四条中「港湾管

理者」の下に「又は漁港管理者」を加える。

第二十六条第一項中「港湾管理者」の下に「及

び漁港管理者」を加え、同条第二項中「港湾管理者」の下に「又は漁港管理者」を加える。

第二十八条第一項中「港湾管理者」の下に「及

び漁港管理者」を加え、同条第三項中「港湾管

理者」の下に「又は漁港管理者」を加える。

第二十九条、第三十一条第一項及び第二十三

条第一項中「港湾管理者」の下に「及び漁港管

理者」を加える。

第三十六条第一項中「港湾管理者の管理する

港湾」を「港湾又は漁港」に改め、「当該港湾」の下に「又は漁港」を加え、「当該港湾管理者」を「当該港湾又は漁港に係る港湾管理者又は漁港管理者」に改める。

第三十七条第一項及び第二項中「港湾管理者」の下に「又は漁港管理者」を加える。

第三十九条の次に次の二条を加える。

（排出油の防除のための資材）

第三十九条の二 次に掲げる者は、当該船舶若しくは施設又は当該係留施設を利用する船舶から油が排出された場合において、当該排出油の防除のための措置を講ずることができる。

第三十九条の二 次に掲げる船は、当該船舶若しくは施設内又は運輸省令で定める場所にオイルフェンス、薬剤その他の資材を備え付けておかなければならぬ。ただし、第一号に掲げる船舶にあっては、港湾その他の運輸省令で定める海域を航行中である場合に限る。

第三十九条の二 船舶から陸揚し、又は船舶に積載する油で運輸省令で定める量以上の量のものを保管することができる施設の設置者

第三十九条の二 第一号に掲げる船舶を係留することができる係留施設（もつばら同号に掲げる船舶以外の船舶を係留させる係留施設を除く。）の管理

第三十九条の二 第二項に「及び漁港管理者」の下に「又は漁港管理者」を加える。

第四十一条第四項中「管理者」を「設置者」に改める。

第四十四条中「第四十八条第一項の計画」を

「第三条の三第一項の港湾計画」に改める。

第四十八条第六項中「第三項及び第四項」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の二条を加える。

6 運輸大臣又は海上保安庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、



八条第四項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する港湾工事及び公害防止事業費事業者負担法（昭和四十五年法律第二百三十三号）第二条第二項に規定する公害防止事業である港湾工事で運輸大臣が施行するもの並びにこれら工事に改める。

第四条第一項第二号中「第四十二条第一項本文若しくは第二項を「第四十二条第一項から第三項まで」に改める。

第五条第一項第二号中「第四十二条第一項本文若しくは第二項を「第四十二条第一項から第三項まで、同法第五十二条第三項、同法第五十五条の五の二に、「又は企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第八条第四項後段」を「企業合理化促進法第八条第四項又は公害防止事業費事業者負担法」に改める。

第七条 港湾整備特別会計法の一部を次のように改定する。

第一条第二項第二号中「港湾工事及び」を「港湾工事、」に改め、「運輸大臣が施行するもの」の下に及び港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する開発保全航路に関する工事を加え、同項第三号中「（昭和二十五年法律第二百八号）」を削る。

第四条第一項第二号中「港湾法」を「港湾法第十四条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法」に改める。

第五条第一項第二号中「港湾法」を「港湾法第十四条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法」に改める。

第六条 港湾整備特別会計法の一部を次のように改定する。

第一条第二項第二号中「港湾工事及び」を「港湾工事、」に改め、「運輸大臣が施行するもの」の下に及び港湾法（昭和二十五年法律第二百八号）第四十三条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項の規定に基づき事業者にその工事に要する費用の一部を負担させて運輸大臣が施行する開発保全航路に関する工事を加え、同項第三号中「（昭和二十五年法律第二百八号）」を削る。

○議長（中村梅吉君） 委員長の報告を求めます。  
〔報告書は本号末尾に掲載〕

四十三条の九第二項において準用する同法第四十三条の二、第四十三条の三第一項若しくは第四十三条の四第一項、同法に、「企業合理化促進法」を「港湾法第十四条の十において準用する企業合理化促進法第八条第二項、同法」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）  
第八条 運輸省設置法の一部を次のよう改定する。

第二十六条第一項第一号中「及び保存」を「保存及び管理」に改め、同項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加え

三の二 海洋の汚染の防除に関する事業の実施に關すること。

第三十八条第二項の表港湾審議会の項中「第四十八条第一項」を「第三条の二第一項の港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針、同法第三条の三第四項」に、「計画」を「港湾計画」に、「開発及び管理」を「及び航路」に改めること。

第四十六条第一号の二を同条第一号の四とし、同条第一号中「航路」を削り、同号の次に次の二号を加える。

（一） 航路の建設、改良、保存及び管理に關すること。

（二） 海洋の汚染の防除に関する事業の実施に關すること。

### 理由

港湾において緑地等の港湾環境整備施設、廃棄物処理施設等の整備を推進する等により港湾の環境の保全を図るほか、港湾の計画的な開発、利用及び保全の体制の確立、航路の開発及び保全等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾における緑地等の港湾環境整備施設、廃棄物処理施設等の整備を推進する等により港湾の環境の保全を図るほか、港湾の計画的な開発、利用及び保全の体制の確立、航路の開発及び保全等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

港湾における緑地等の港湾環境整備施設、廃棄物処理施設等の整備を推進する等により港湾の環境の保全を図るほか、港湾の計画的な開発、利用及び保全の体制の確立、航路の開発及び保全等について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔井原岸高君登壇〕

○井原岸高君 たゞいま議題となりました港湾法等の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の経過及び結果について御報告申します。

本案は、港湾において、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設、港湾公害防止施設等の整備を推進することなどにより、港湾の環境の保全を図ることなどを、マリーナ等港湾区域外の港湾の諸施設の安全の確保をはかり、あわせて、海洋汚染の防除体制を強化するため、港湾工事に關する法律、沖縄振興開発特別措置法及び港湾整備緊急措置法について、所要の改正をしようとするものであります。

港湾法及び海洋汚染防止法の改正のおもな内容について申し上げます。

まず、港湾法改正の内容は、

第一に、港湾の環境の保全をはかるため、水域の清掃、廃船の除去、廃棄物埋立て護岸等の管理運営などを港湾管理者の業務として明示するほか、港湾環境整備施設、廃棄物処理施設、港湾公害防止施設等を港湾施設として追加し、これらの建設等に要する費用の一部を国が補助することいたし、また、港湾管理者は、一定の事業者から環境整備負担金を徴収し得ることともに、港湾管理者の長は、港湾の運営上著しく支障を与える行為に対し、是正のための適正な勧告をなし得ることといたしておられます。

第二に、運輸大臣が港湾及び航路の開発等に関する基本方針を定め、港湾管理者の作成する港湾計画は、この基本方針に適合するほか、一定の基準に適合したものでなければならぬことといたしております。

第三に、港湾区域及び河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため、開発及び保全にかかる工事を必要とする航路について、運輸大臣

が開発し、及び保全することとしたております。

第四に、港湾区域外に建設されるシーバース、マリーナ等の港湾の施設の安全の確保をはかるため、都道府県知事にこれらの施設の安全上の規制を行なわせることといたしております。

第五に、地方港湾審議会の新設に関する規定、港湾の施設についての技術上の基準に関する規定、港湾の施設に關する規定等所要の改正を行なうことといたしております。

次に、海洋汚染防止法の改正の内容は、海洋の環境の保全をはかりますため、海洋において排出した油に臨機応変の措置をとり得るよう、一定の範囲の船舶所有者、油の保管施設の設置者及び保全施設の管理者にオイルフィルタ等の油防除資材の備えつけを義務づけること等を定めております。

本案は、去る二月二十一日本委員会に付託となり、二月二十七日政府から提案理由の説明を聴取し、三月一日質疑に入り、自來、七回にわたって慎重に審査を重ね、また、四月九日には地方行政委員会、公害対策並びに環境保全特別委員会との連合審査会を行なうなど、熱心に質疑を行なつたのであります。その詳細につきましては委員会議録に譲ることといたします。

四月十三日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して小此木彦三郎君から反対の意見が述べられ、採決の結果、本案は賛成、日本社会党を代表して金瀬俊雄君から反対、日本共産党・革新共同を代表して細野与次郎君から反対の意見が述べられ、採決の結果、本案は賛成をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました次第であります。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（中村梅吉君） 討論の通告があります。これをお許します。金瀬俊雄君

〔金瀬俊雄君登壇〕

〔金瀬俊雄君登壇〕

○金瀬俊雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、だいま議題となりました港湾法等の一部を改正する法律案に対し、反対の意見を表明いたします。(拍手)

反対の理由の第一は、地方公共団体の自治権の侵害についてであります。

昭和二十五年に制定された現行の港湾法は、憲法や地方自治法の精神に基づいて、住民の意思を尊重する立場に立ち、港湾計画の立案権は地方自治体の港湾管理者にあることを明確にいたしております。すなわち、国民経済に重要な位置を占める港湾の管理は、地方公共団体の固有の事務として、住民の意思を尊重することを第一義として運営されてまいりました。

港湾の管理は、地方公共団体の都市政策と一体のものであり、地方自治権の尊重は当然のことであり、港湾法の重要な柱であるといわなければなりません。(拍手)

しかるに、今回の改正案によると、国が港湾の

基本計画をつくり、これを管理者に強制すること

によって、大幅に自治体の主体性を制限しようとす

るものであり、このことは、港湾行政の基本理

念に反するものであり、改正ではなく、改悪といわ

なければなりません。(拍手)

民主主義は、住民自治がその基盤であります。

中央集権体制によつて行政を一元化し、官僚統制

をはかる政治の弊害は、すでにわれわれにとって

体験済みのことであります。

田中総理の「列島改造論」に見られる考え方もま

た、この中央支配による天下りの開発計画であ

り、港湾法の改正もその一環であると考えざるを得ません。(拍手)今回の改正案の底に流れること

した基本的な考え方方に、私はまず強く反対をいた

します。(拍手)

田中総理は、参議院の予算委員会において、悪

名高い「日本列島改造論」の失敗を認め、眞の福祉

を確保するために、観点を切りかえて第二巻をま

とめたいと発言されたそうですが、あやまちを改

むるにはばかりのことなく、いまからでも決しておそれはありません。本改正案も地方自治の尊重、国民福祉の立場から、再考を求めるものでござります。(拍手)

反対理由の第二は、今回の改正案は、第一条の目的である「港湾の秩序ある整備と適正な運営を図る」ためと称し、国の権限を強化した点におもなる目的があると思われます。

しかし、時代の変化に対応し、その重要な任務を果たすための港湾整備にとって重要な課題は、それに必要な巨額の費用であります。

港湾行政における自治体の自治権を尊重した上で、十分な国の財政援助をすること、適切な特定財源を与えることが、いまの港湾行政にとって最も必要なことであります。(拍手)

運輸大臣は、委員会審議の過程で、公共的見地から国がすべての責任を持つ立場で改正したと繰り返し説明されました。港湾への財政補助体系の確立こそが大きな國の責任であり、運輸行政の

基本でなければなりません。

かかるに、本改正案は、環境整備に若干の補助対象を追加したにとどまり、現行法と比較して、全く前進も進歩も見られないものでございます。

現に政府もこの点を認めて、今回は間に合わなかつた、検討を急ぎ、次回に提案したいと答えて

いるが、なぜかかる重要な問題をあと回しにして、小手先の改正によって國の権限強化だけを先取りしようとするのか、はなはだ理解に苦しむところあります。(拍手)いわゆる「口ばかり出して金は出さない」、そういう非民主的な行政のあり方は許されません。

反対の理由の第三は、港湾の公害防止や環境の保全をうたつておりますが、その具体的な政策がき

して、海の汚染や公害を防ぎ得る効果があるかどうか

を確認するために、観点を切りかえて第二巻をま

とめたいと発言されたそうですが、あやまちを改

むるにはばかりのことなく、いまからでも決してお

そくはありません。本改正案も地方自治の尊重、

国民福祉の立場から、再考を求めるものでござります。(拍手)

反対理由の第三は、港湾の公害防止や環境の

保全をうたつておりますが、その具体的な政策が

きして、海の汚染や公害を防ぎ得る効果があるかどうか

を確認する幾つかの新しい措置が見られます。しか

し、はなはだ疑問であります。

今回の改正によりますと、環境保全のためと

するあたたかい血の通った配慮が全く見られませ

ん。さきの海上交通安全法にいたしましても、こ

の七月一日に施行を控えた現在、法案通過の附帯条件はまだ実施されておりません。

本改正案におきましても、たとえば東京湾にお

ける新しい航路のしゆんせつ、開発保全航路の確

定が計画されておりますが、これは、場合によつては海を生産の場としている漁民の死活問題にもなる重大なことでござります。

小さな漁船をあやつて暮らしを立てておる漁民は、東京湾だけでも一万六千人にも及んでいます。危険がいっぱいの海に働く漁民にとっても、港湾を職場としておる労働者にとっても、海を汚染された上、田の港湾計画を強行するため、されどどの効果をあげることができるか、きわめて疑問でございます。

よこれた海の廃棄物を取り除く作業などは、いわば清掃局の業務に似たものであり、根本的な海洋汚染の防止対策にはなり得ないことは言うまでありません。

港湾や海洋の汚染の最大の原因は、港湾と結びついた臨海大企業からの工場排水、河川から流入する工場廃液、港湾に出入りする船舶からの廃油等の不法投棄であります。したがつて、この防除のためには、公害関係の諸法規によって、発生源の防止を中心とする各種の対策を講すべきことはもちろんあるが、河川管理者等に対しても法律上の強力な発言権を持つこと必要であると考えます。

また、多発する重油の流出事故に対処するため、港湾管理者に薬品、オイルフェンス等の油害防止材の備えつけを義務づけているが、運輸省が想定する程度のものでは、流れ出た重油が大量の揚貨や、事故発生率の高い夜間、あるいは強い風の日には役に立たないものであり、実際の効果があるかどうか、はなはだ疑問であります。

最近の例に見られるように、大量の油の流出は、漁業関係者に大きな被害を与えるものであるからどうか、はなはだ疑問であります。

港湾行政を考えみると、港湾を働く職場としている労働者、海を生活の場としている漁民に対するあたたかい心の通った配慮が全く見られませ

ん。政府は、小細工に近い一片の糊塗政策をやめ、重ねて要求いたしますが、憲法や地方自治の精神を生かし、住民の意思を尊重する、総合的かつ抜本的港湾政策を真剣に考慮すべきであります。

以上、申し上げましたが、ますます港湾本来の使命である公共性を失い、大企業のみに奉仕する本改正案に対し、強く撤回を要求して、私の討論を終わります。(拍手)

○議長(中村梅吉君) これにて討論は終局いたしました。

〔賛成者起立〕

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

## 日程第二 農林省設置法の一部を改正する法律案

律案(内閣提出)

○議長(中村梅吉君) 日程第二、農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

## 農林省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四八年一月三十一日

内閣総理大臣 田中 角栄

〔報告書は本号末尾に掲載〕

## 農林省設置法の一部を改正する法律

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十五条中「生産部」を「海洋漁業部」に、

「調査研究部」を「研究開発部」に改める。

第七十七条第五号中「沖合漁業」を削り、同条第七号中「及び開発促進」及び「調査研究部の所掌に属することを除く。」を削る。

第七十八条(見出しを含む)中「生産部」を「海洋漁業部」に改め、同条第一号及び第二号中「遠洋漁業」の下に「及び沖合漁業」を加え、同号の次に次の二号を加える。

「(一) 水産庁の所掌事務に係る国際協力に関する事務を統括すること。

二の三 外国人漁業の規制に関する事務。

第八十条(見出しを含む)中「調査研究部」を「研究開発部」に改め、同条第四号を次のように改める。

四 海洋水産資源の開発の促進に関する事務。

第八十一条に次の二号を加える。

五 沿岸漁業に係る漁場の保全に関する事業の実施に関する事務。

附 則

この法律は、昭和四八年四月一日から施行する。

## 日程第三 入場税法の一部を改正する法律案

内閣提出

最近におけるわが国水産業に係る諸情勢の推移にかんがみ、水産行政の強力な推進を図るために、水産庁の内部部局の再編整備を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(中村梅吉君) 委員長の報告を求めます。

内閣委員長(三原朝雄君)

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔三原朝雄君登壇〕

○三原朝雄君 ただいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案の要旨は、水産庁の生産部及び調査研究部を再編整備して、海洋漁業部及び研究開発部を設置すること等であります。

本案は一月三十一日本委員会に付託、二月二十日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月十三日質疑を終了いたしましたところ、加藤委員より、「昭和四八年四月一日」としている施行期日を「公布の日」に改める旨の修正案が提出され、趣旨説明の後、討議もなく、採決の結果、多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

## 日程第四 物品税法の一部を改正する法律案

内閣提出

○議長(中村梅吉君) 日程第三、入場税法の一部を改正する法律案、日程第四、物品税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

入場税法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四八年二月十四日

内閣総理大臣 田中 角栄

〔参考照〕

入場税法の一部を改正する法律

入場税法(昭和二十九年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(課税標準及び税率)

第四条 入場税は、入場料金を課税標準とし、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる税率により課する。

一 第一条第一号に掲げる場所(次号に掲げる

イ 入場料金が一人一回の入場について千円以下であるとき。 入場料金の百分の五

ロ 入場料金が一人一回の入場について千円をこえるとき。 入場料金の百分の十

## 二 演劇、演芸、音楽、スポーツ又は見せ物のみを催す場所

イ 入場料金が一人一回の入場について二千円以下であるとき。 入場料金の百分の五

ロ 入場料金が一人一回の入場について二千円をこえるとき。 入場料金の百分の十

三 第一条第二号及び第三号に掲げる場所

入場料金の百分の十

第六条中「この条」を「この項」に、「第四条に規定する税率」を「第四条第一号イ又は第二号イに掲げる税率(当該興行場等が第一条第二号又は第三号に掲げる場所であるときは、第四条第三号に掲げる税率)に改め、同条を同条第二項として、同条に第一項として次のように加える。

第一条第一号に掲げる場所の経営者等が当該場所への入場者から領取した一人一回の入場についての金額が、第四条第一号イ又は第二号イに掲げる税率の適用を受ける入場料金の最高額と当該最高額に対する入場税額との合計額をこれ、当該最高額と当該最高額に対し同条第一号ロ又は第二号ロに掲げる税率を乗じて計算した金額との合計額以下であるときは、その領取した金額から当該最高額を控除した額に相当する入場税を課する。

第九条第一項を次のように改める。

次に掲げる場所への入場については、入場税を課さない。

一 国が企画して行なう催物で政令で定めるものを催す場所

二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十号)の規定により助成の措置を講ぜられた文化財のみを公開する場所

四 国立劇場が国立劇場法(昭和四十一年法律第八十八号)第一条(目的)に規定する伝統芸能のみを公開する場所

四 学生、生徒、児童その他催物に参加する

四 学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行なわれるスポーツを催す競技場

第九条第二項中「学校のうち」を削り、「政令で定めるものの教員」を「これらの学校的教育に準する教育を行なう学校又は施設として政令で定めるもの（以下この項において「学校等」という。）の教員又はこれに準する職員」に、「これらの学校」を「当該学校等」に、「又は園長」を「若しくは園長又は当該施設の長」に改める。

第十条第一項第一号中「総額」を「税率区分」との総額（第五条又は前条の規定により課税されない入場料金の総額を除く。以下「課税標準額」という。）に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「入場税額」の下に「及び当該入場税額の合計額」を加え、同号を同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同項第六号中「第四号に掲げる入場税額」を「第二号に掲げる入場税額の合計額」に改め、同号を同項第四号とし、同項第七号中「第四号に掲げる入場税額から第五号」を「第二号に掲げる入場税額の合計額から第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第八号を同項第六号とする。

第十三条第一項中「中止したため」を「中止したことその他のやむを得ない事情があるため」に、「月の翌月」を「月（その日と当該領収の日）が同一の月に属する場合には、その月の翌月」に、「同項第四号に掲げる入場税額」を「同項第一号に掲げる入場税額の合計額」に改め、同条第二項中「同項第七号」を「同項第五号」に改め、同条第四項中「若しくは中止したため」を「又は中止したことその他のやむを得ない事情があるため」に、「月の翌月」を「月」に改める。

第二十条第二項に次のたゞし書を加える。  
ただし、経営者等が、政令で定めるところにより、所轄税務署長の承認を受けて当該特別入場券に大蔵省令で定める書式による表示をしたときは、この限りでない。

第二十条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「検印を受けた」を「検印を受け又は表示をした」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三

項中「特別入場券の用紙」を「第二項の規定により検印を受け特別入場券の用紙」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

第十一条第一項中「入場税法第二十条第五項」を「入場税法第二十条第六項」と改める。

第二十六条第四号及び第五号中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

前項ただし書の承認の申請があつた場合において、当該經營者等が第十四条の規定により命ぜられた担保の提供をしないときは、その他入場税の保全上不適当と認められるときは、税務署長は、その承認を与えないことができる。

第二十六条第四号及び第五号中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」に改める。

## 附 則

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた入場税については、なお從前の例による。

3 この法律の施行後に入場するため使用される入場券をこの法律の施行前に前売りしている場合において、当該前売りに係る入場料金に対して改正前の入場税法（以下「旧法」という。）の規定により課された、又は課されるべき入場税額に相当する金額と当該入場料金に対して改正後の入場税法（以下「新法」という。）の規定を適用したときの入場税額に相当する金額との差額を払いもどしたときは、当該払いもどしが旧法第十三条第一項の規定に該当するときを除き、当該払いもどしを新法第十三条第一項の規定による控除を受けるべき金額とみなして、新法の規定を適用する。

4 この法律の施行前に、旧法第八条第一項又は第二項の規定により入場税の免除を受けた主催者が、この法律の施行の日以後に同条第八項の規定に該当することとなつた場合における同日以前に領収した入場料金に係る入場税について

第五条の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「又は第三種」及び「それぞれ」を「当該物品」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項から第五項までの規定中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第六項中「物品が入札その他競争の方法により売買された場合」を「物品につき入札その他競争の方法による売買」に、「より換価された場合を除く。」を「よる換価を除く。次条第四項において「競争の方法による売買」という。」がされた場合に、「小売業者」を「販売業者」に改め、同条に次の二項を加える。

5 この法律の施行前に従前の例によることとされる入場税法の一部を改正する法律案外一案

6 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第二百八十九号）の一部を次のよう改めて行なう。

第一条第一項中「入場税法第二十条第五項」を「入場税法第二十条第六項」と改める。

第二十六条第四号及び第五号中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」と改める。

7 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十九号）の一部を次のよう改めて行なう。

第八十条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

理 由

今次の税制改正の一環として、最近における入場税の負担の状況にかえりみ、その軽減を図るために、映画、演劇等に対する税率を引き下げ、國が企画して行なう一定の催物について入場税を課さないこととするほか、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

五 別表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

六 印紙等模造取締法（昭和二十二年法律第二百八十九号）の一部を次のよう改めて行なう。

第一条第一項中「入場税法第二十条第五項」を「入場税法第二十条第六項」と改める。

第二十六条第四号及び第五号中「第二十条第三項」を「第二十条第四項」と改める。

七 前各項の規定は、次条第六項に規定する場合に該当するときは、適用しない。

第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

八 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

九 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十一 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十二 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十三 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十四 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十五 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十六 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十七 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十八 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

十九 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十一 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十二 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十三 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十四 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十五 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十六 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十七 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十八 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

二十九 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十一 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十二 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十三 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十四 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十五 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十六 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十七 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十八 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

三十九 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十一 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十二 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十三 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十四 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十五 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十六 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十七 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十八 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

四十九 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十一 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十二 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十三 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十四 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十五 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十六 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十七 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十八 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

五十九 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十一 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十二 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十三 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十四 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十五 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十六 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十七 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十八 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

六十九 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十一 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十二 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十三 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十四 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十五 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十六 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十七 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十八 第五条の二 别表第一種第一号から第四号までに該当するときは、適用しない。

（販売業者証明書を所持する者等へ販売する場合の確認等）

七十九 第五条の二 别表第一種

四 民法第四百八十二条(代物弁済)に規定する他の給付又は同法第五百五十三条(負担付き贈与)に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項(交換)に規定する交換に係る財産権の移転としての課税貴石等の引渡し  
2 貴石等の販売業者の媒介により貴石等の他の販売業者に貴石等の販売が行なわれる場合に販売の時に当該貴石等の販売をするものとみなす。

3 展覧会その他これに類する催し物が行なう場合において、その催し物の主催者が貴石等の販売業者に貴石等の販売(販売の代理を含む)をするときは、その催し物を行なう場所を第二十一条第一項に規定する販売場とみなす。その主催者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

4 貴石等につき競争の方法による売買がされる場合において、その落札者が貴石等の販売業者であるときは、前条第六項に規定する場所を第二十七条第一項に規定する販売場とみなす。そ

5 第一項の場合において、同項に規定する貴石等の札元又はこれに準ずる者が貴石等の販売業者として当該貴石等の販売をするものとみなす。

5 第一項の場合において、同項に規定する貴石等の販売業者が、同項に規定する事実を明らかにしていないときは、その事実を明らかにすべき販売等の時にその者が当該販売等に係る貴石等の小売をしたものとみなす。

6 貴石等の販売業者が、第三十五条の二第一項に規定する販売業者証明書を所持する者にその者が貴石等の販売業者でないことを知らないで貴石等の販売等をした場合において、その知ることができなかつたことにつき、その販売等をした販売業者の責めに歸することができないとさは、当該媒介を行なう貴石等の販売業者がその販売の時に当該貴石等の販売をするものとみなす。

7 条款第一項から第四項までの規定中「又は第三種」を削り、同条第二項中「又は第三種」及び「若しくは第三種」を削り、「これららの物品」を「当該物品」に改め、同条第三項中「第三種」を削り、「これららの物品」を「当該物品」に改め、同条第四項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第四項中「小売業者」とみなして、この法律(第二十九条、第三十一条第一項、第三十五条及び第三十六条並びにこれらの規定に係る罰則を除く。)を適用する。

8 第六条第一項から第四項までの規定中「又は第三種」を削る。

9 第七条第一項中「又は第三種」及び「若しくは第三種」を削り、同条第二項中「又は第三種」を削り、「これららの物品」を「当該物品」に改め、同条第三項中「第三種」を削る。

10 第八条の次に次の一条を加える。  
(第二種の物品の製造に係る製造場等とみなす)  
場合)

11 第八条の二 第二種の物品の製造場を「以上有する」に改め、同条第一項中「みなされる第一種の物品」の下に「又は第五条の二第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一項第二号の引渡しがされたもの」と加え、「同項に規定する第一種の物品の小売業者」と「第五号に掲げる数量」を削る。

12 第十二条第一項中「みなされる第一種の物品」の下に「又は第五条の二第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一項第二号の引渡しがされたもの」と加え、「同項に規定する第一種の物品の小売業者」と「第五号に掲げる数量」を削る。

13 第十五条第一項中「第五条第二項の場合」の下に「又は第五条の二第五項の場合(同条第一項第二号の引渡しに係る場合に限る。)」を加え、「同項に規定する第一種の物品の小売業者」と「第五号に掲げる数量」を削る。

14 第十六条第一項中「又は第三種」を削り、「小売業者」を「販売業者」に改め、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、同条第三項中「第四号」を「第三号」に改め、「並びに同項第三号及び第五号に掲げる数量」を削る。

15 第十七条第一項中「又は第三種」及び「製造場内における販売業者が狹くなつたことその他の」を削り、「同条第一項中「又は第三種」を削り、「同項に規定する第一種の物品の小売業者」と「当該小売業者」を「当該販売業者」に改める。

16 第十八条第一項中「又は第三種」を削り、「同項に規定する第一種の物品の小売業者」と「当該小売業者」を「当該販売業者」に改める。

17 第十九条第一項中「又は第三種」を削り、「からり」を「」に改め、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項、第四項及び第六項中「又は第三種」を削り、同条第七項中「又は第三種」を削り、「からり」を「」に改め、「同月末日まで」に改め、同条第八項中「又は第三種」を削る。

18 第二十条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」に改め、「第一種の物品」の下に「又は第五条の二第五項の規定により小売をされたものとみなされる別表第一種第一号から第四号までに掲げる物品のうち同条第一項第二号の引渡しがされたもの」と加え、「同項に規定する第一種の物品の小売業者が同項」を「第五条第二項又は第五条の二第五項の規定により小売をされたものとみなされる販売業者が第五条第二項又は第五条の二第二項第二号」に改め、「同条第二項中「第一種の物品の管理及び保管をするための蔵置場」と「種の物品の製造場(当該製造者の製造した第二の」を削り、「小売業者」を「販売業者」に改め、同

第十八条第一項及び第六項から第九項までの規定中「又は第三種」を削る。

第十九条第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「これらの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項中「第二種」を「又は第二種」に改める。

第二十条第一項中「外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)第六条第一項第六号(定義)に規定する非居住者(以下「非居住者」という。)」を「非居住者」に改め、同条第二項中に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削る。

第二十一条第一項中「又は第三種」を削り、「これららの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削る。

第二十二条第一項中「又は第三種」及び「当該物品の輸出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削る。

第二十三条第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「又は第三種」を削り、「当該製造場における」を「その他の第二種の物品の輸出に関する明細を記載した」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削る。

第二十四条第一項中「第十七条第六項」に改め、「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の小売又は移出に関する明細書及び」を削り、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第二項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「当該物品の輸出に関する明細書及び」を削る。

第二十六条第一項中「別表第七号1から3まで」を「別表第二種第七号」に改め、同条第二項中「同項に規定する」を「当該申告書の提出」に、「を証する」を「についての明細を記載した」に改め、同条第三項中「又は第三種」を削る。

第二十七条第一項中「についての証明書」を「を証する書類」に改め、「第二十九条第一項並びに第三十五条第一項及び第五項並びに第四十三条において」を削る。

第二十八条第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、「若しくは第三種」を削り、「場合を除き」を「場合及び当該もどし入れのためにする他の製造場からの移出につき第十七条第一項の規定の適用があつた場合を除き」に改め、「又は第二種」を削り、「これららの規定に規定する」を「当該申告書の提出」に、「第二項第五号」を「第二項第四号」に改め、同条第二項中「第二項第八号」を「第二項第七号」に改め、同条第三項中「同項第三項のものとし入れ」の下に「若しくは同項の移入」を加え、「当該もどし入れ」の下に「若しくは移入」を加え、同条の次に次の二条を加える。

#### (納稅申告書の提出期限の特例)

第二十九条の二 第一種の物品の販売場において小売された第一種の課税物品又は第二種の物品の製造場において製造された第二種の課税物品で当該製造場から移出されたものに係る物品税の課税標準たる金額の最近における一年間の合計額が政令で定める金額以下である場合において、当該小売又は移出をした第一種の物品の販売業者又は第二種の物品の製造者が、政令で定めるところにより、当該販売場又は製造場の所在地の所轄稅務署長の承認を受けたときは、当該製造に係る製造場であつた場所の所在地に改め、同条第五項中「小売業」を「販売業」に改め、「若しくは第三種」を削り、「もどし入れ」の下に「若しくはその相続人の他の第二種の物品の製造場に移入し」を加え、同条第六項中「小売業」を「販売業」に改め、「若しくは第三種」を削り、同条第八項中「もどし入れ」の下に「又は移入」を加える。

第二十九条第一項中「小売業者」を「販売業者」に改め、同条第二項中「又は第三種」を削り、同項第一条の二、第十七条第六項に改め、同条第二項中「に係る次に掲げる事項」を「の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとに

たる金額」に改め、同号イ及びロを削り、同項第二号中「に係る前号イ又はロに掲げる事項」を「の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごとの数量及び課税標準たる金額」に改め、同項第三号中「第二種の課税物品についての」を削り「規定する第二種の課税物品についての」を「掲げる」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「又は課税標準数量」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「第五号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「第五号」を「第四号」に、「第六号」を「第五号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とし、同条第三項中「同項第三項のものとし入れ」の下に「若しくは同項の移入」を加え、「当該もどし入れ」の下に「若しくは移入」を加え、同条の次に次の二条を加える。

#### 4 第一項の承認を受けた者は、その承認に係る販売場又は製造場の同項に規定する合計額が同項の政令で定める金額をこえることとなつたときは、遅滞なく、その旨その他政令で定める事項を記載した届出書を当該販売場又は製造場の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

この場合において、その届出書の提出があつたときは、その提出日の月の属する月(その月が同項の表の上欄に掲げる月である場合には、

同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月分に係るもの)の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月分のこれらの規定に規定する申告書の提出期限と同一の提出期限とする。

#### 5 前各項に定めるもののはか、第一項に規定する合計額の計算方法その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三十条第一項第一号中「に係る次に掲げる事項」の号別及び品目ごとの品名並びに品名ごと

2 前項の承認の申請があつた場合において、当該申請をした者につき次の各号の一に該当する事実があるときは、稅務署長は、その承認を与えないことができる。

3 前項に規定する合計額が同項の政令で定めた金額以下であると認められること。

4 次項の規定による取消しの通知を受けた日以後一年以内に当該承認の申請をしたものであることを。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月



「デッキゴルフ用のスティック及びパック」及び「闘球盤」を削り、同号の税率欄中「四〇%」を

「三〇%」に改め、同号中

- 6 小型モーターボート（全長が六メートル以下のものをいう。）、小型ヨット（全長が七・五メートル以下下のものをいう。）及びスカール並びにこれらの艇体
- 7 ゴムボート、ファルトボート及びゴムヨットその他これらに類する折りたたみ式の水上遊戯具類並びに水上スキー、水上自転車及びフライシング・ソーサー

8 舟艇用の船外機関及び船内外機関

- 6 中型モーターボート（全長が五メートルをこえ、八メートル以下のものをいう。）及び中型ヨット（全長が五メートルをこえ、九メートル以下のものをいう。）並びにこれらの艇体（8に掲げるものを除く。）
- 7 小型モーターボート（全長が五メートル以下のものをいう。）、小型ヨット（全長が五メートル以下のものをいう。）及びスカール並びにこれらの艇体
- 8 ゴムボート、ファルトボート及びゴムヨットその他のこれらに類する折りたたみ式の水上遊戯具類並びに水上スキー及び水上自転車
- 9 舟艇用の船外機関及び船内外機関

- 1 ルームクーラー並びにその圧縮機、蒸発器又は凝縮器を含む室内ユニット及び室外ユニット並びにその冷媒調整器（第七号3に掲げるものを除く。）
- 2 大型冷蔵庫（有効内容積が〇・一七立方メートルをこえるものを除く。）
- 3 多燈型照明器具（懸垂式、天井直付式又は屋内壁面取付式のものに限る。）及びその燈架、グローブ、シェード又はようらくを含む部分品ユニット並びに電気スタンド
- 4 ストーブ及びラジエーター
- 5 電気沸かし器、冷水器、レンジ、天火、電波調理器、電子焼器、ミキサー、果汁しぼり器、コーヒーパン碎機、アイスクリーマン製造器、

一〇%							
を							

- 別表第一〇号の品目欄及び税率欄を次のように改める。
- 1 大型テレビジョン受像機（映像面の最大径が六九センチメートルをこえるブラウン管を使用したもの）及びそのブラウン管以下のブラウン管を使用したもの）及びそのブラウン管
- 2 小型テレビジョン受像機（映像面の最大径が六九センチメートルをこえるブラウン管を使用したもの）及びそのブラウン管
- 3 蓄音機（アンサンブル式の蓄音機用レコードプレーヤー、レコードプレーヤー及び蓄音機用レコードプレーヤー、レコードプレーヤー）
- 4 ステレオ式の磁気音声再生機（アンサンブル式の磁気音声再生機用レコード演奏装置を含む。）及び磁気音声再生機用レコードのプレーヤー
- 5 ステレオ式のラジオ受信機及び拡声用増幅器（他の拡声用増幅器に接続してその入力を増幅するための増幅器を含む。10において同じ。）で、幅又は高さが九〇センチメートル以上の金属製ケースに収容されたもの以外のもの

9 窓風機及び冷風扇

一五%							
を							
一〇%							
一五%							
一五%							
一五%							
を							

- 別表第一一号の品目欄中「せん光電球」を削る。
- 別表第一二号の品目欄中「せん光電球」の下に「その他これに類するせん光体」を加える。
- 別表第一四号の税率欄中「四〇%」を「三〇%」に改める。
- 別表第一五号の品目欄中「電気マフチ、パイプ、きせる、パイプケース、きせる入れ、たばこ入れ及び、たばこ盒」を削る。
- 3 固形ラムネ、粉末ジュースその他溶解して好飲料に供する固体、粉末及びねり状のもの
- 4 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたるものに限る。）
- 5 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びペオチヨン茶並びにマテ及びチコリー

〔3 炭酸飲料（玉ラムネびん以外の容器に充てんしたものに限る。）  
4 コーヒー、ココア、ウーロン茶及びパオチヨン茶並びにマテ及びチコリ〕

〔五%〕

に改める。

別表中  
〔第三種の物品  
一八 マッシュ 1 マッシュ 一、〇〇〇本  
につき一円〕

を削る。

五%

物 品 名	期 間	税率
1 前条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第七号1に掲げる物品に該当するもの	昭和四八年一〇月一日から昭和四九年九月三〇日まで	一〇%
2 前条第一号に掲げる物品で、新別表第二種第七号2に掲げる物品に該当するもの	昭和四九年一〇月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	一一〇%

第一条 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。

〔一般的経過措置〕

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた物品税については、なお従前の例による。

〔販売業者証明書制度に係る経過措置〕

第三条 改正後の第五条の二の規定は、昭和四十八年五月三十一日までに行なわれる同条第一項に規定する課税貴石等の同項に規定する販売等については、適用しない。

第四条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から昭和四十八年九月三十日までの間にその製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる次に掲げる物品については、物品税を課さない。

〔暫定的非課税〕  
一 改正後の別表（以下「新別表」という。）第二種第七号1及び2に掲げる物品のうち、キャンピングカーカー及びキャンピングトレーラー並びに小型キャンピングカー及び小型キャンピングトレーラー

ラ

二 新別表第二種第七号4に掲げる物品

三 新別表第二種第九号1に掲げる物品のうち、ルームクーラーの圧縮機、蒸発器又は凝縮器を含む室内ユニット及び室外ユニット並びにその冷媒調整器並びにこれらの物品からなるルームクーラー

ラ

四 新別表第二種第九号3に掲げる物品のうち、天井直付式又は屋内壁面取付式の多燈型照明器具及びその燈架、グローブ、シェード又はようらくを含む部分品ユニット

五 新別表第二種第九号6に掲げる物品のうち、改正前の別表（以下「旧別表」という。）第

二種第一〇号4、8又は9に掲げる物品のいずれにも該当しないもの

六 新別表第二種第一〇号4及び9に掲げる物品に該当するもの（自動車用のものに限る。）

七 新別表第二種第一〇号7に掲げる物品のうち、磁気音声再生機用のレコード（税率の暫定的軽減）

第五条 次の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造から移出され、又は保税地域から引き取られるものに課されるべき物品税の税率は、新別表又は他の法律の規定にかかわらず、それぞれ次の表の税率欄に掲げる税率とする。

11 表第二種第一〇号4に掲げる物品に該当するもの（自動車用のものに限る。）	昭和四八年一〇月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	一〇%
12 前条第七号に掲げる物品	昭和五〇年一〇月一日から昭和五一年九月三〇日まで	一〇%
13 新別表第二種第一〇号4に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号8に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号8に掲げる物品に該当するもの	昭和四八年一〇月一日から昭和五〇年九月三〇日まで	五%

14 新別表第二種第一〇号に掲げる物品のうち、ラジオチューナー	五%
15 新別表第二種第一〇号に掲げる物品で、旧別表第二種第一〇号に掲げる物品に該当するもの	五%

(免税引取り等による経過措置)

第六条 次の表の上欄に掲げる法律又は条約の規定により物品税の免除を受けて施行日前に第一種の物品の小売業者が小売をし、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第一種の物品又は当該免除を受けた施設から移出され、若しくは保税地域から引き取られた旧別表第一種の物品(次条第三項各号に掲げる物品を除く。)について、施行日以後に同表の下欄に掲げる法律の規定に該当することとなつた場合における物品税の税率については、なお従前の例によること。

免 除 の 規 定	追 徵 の 規 定
物品税法第十八条第一項	同法第十八条第八項
物品税法第二十三条第一項	同法第二十三条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第十一项	同法第十二条第三項
輸入品に対する内国消費税の徵収等に関する法律第十二条第一項	同法第十二条第三項
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

第七条 附則第五条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条の二(第三項(同法第八十八条の五第三項において準用する場合を含む。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限がその移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までにこれらに規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、当該期限の日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とする。	2 (軽減税率適用物品等の免税移出に係る経過措置) 第七条 附則第五条の表の物品名欄に掲げる物品のうち、同表の期間欄に掲げる期間内にその製造に係る製造場から移出されるもので、物品税法第十七条第三項(同法第十九条第三項、第二十二条第三項及び第二十六条第三項において準用する場合を含む。)又は租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第八十八条の二(第三項(同法第八十八条の五第三項において準用する場合を含む。)の届出又は承認に係るもの(当該届出又は承認に係る期限がその移出に係る日の属する当該期間の終了の日の翌日以後に到来するものに限る。)について、当該期限までにこれらに規定する書類が提出されなかつた場合における当該物品に係る物品税の税率は、当該期限の日に当該物品をその製造に係る製造場から移出したものとした場合に適用される税率とする。
日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条
日本国と日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条
日本国と日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条
日本国と日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条
日本国と日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第百十二号)第二条	日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第六条



に該当するもの 附則第四条第一号に掲げる物品で、 新別表第二種第七号2に掲げる物品 に該当するもの	昭和五〇年一〇月一日	一〇個	一〇%
附則第四条第一号に掲げる物品 昭和四八年一〇月一日	昭和四八年一〇月一日	二〇個	五%
附則第四条第一号に掲げる物品 昭和四九年一〇月一日	昭和四九年一〇月一日	二〇個	五%
附則第四条第一号に掲げる物品 昭和五〇年一〇月一日	昭和五〇年一〇月一日	二〇個	五%
附則第四条第三号に掲げる物品 昭和四九年一〇月一日	昭和四九年一〇月一日	五〇個	五%
附則第四条第四号に掲げる物品 昭和五〇年一〇月一日	昭和五〇年一〇月一日	一〇〇個	一〇%
附則第四条第五号に掲げる物品 昭和五〇年一〇月一日	昭和五一年一〇月一日	一〇〇個	五%
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号4に掲げる物 品に該当するもの（自動車用のもの に限る）	昭和四九年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号4に掲げる物 品に該当するもの（自動車用のもの に限る）	昭和五〇年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号4に掲げる物 品に該当するもの（自動車用のもの を除く）	昭和四九年一〇月一日	一〇〇個	五%
附則第四条第六号に掲げる物品で、 新別表第二種第一〇号9に掲げる物 品に該当するもの	昭和四八年一〇月一日	二〇〇個	五%
附則第四条第七号に掲げる物品	昭和四九年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五〇年一〇月一日	二〇〇個	五%
	昭和五一年一〇月一日	一〇、〇〇〇個	五%
		五%	

前条第二項第二号イの湯沸かし器 前条第二項第一号イの天火	昭和四八年一〇月一日	一一〇〇個	五%
前条第二項第一号イの食器洗器 前条第二項第一号イの小型冷蔵庫	昭和四九年一〇月一日	一一〇〇個	五%
前条第二項第一号ロの物品 新別表第二種第一〇号4に掲げる物 品で、旧別表第二種第一〇号8に掲 げる物品に該当するもの	昭和五〇年一〇月一日	一一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号9に掲げる物 品で、旧別表第二種第一〇号9に掲 げる物品に該当するもの	昭和四九年一〇月一日	一一〇〇個	五%
新別表第二種第一〇号9に掲げる物 品で、旧別表第二種第一〇号9に掲 げる物品に該当するもの	昭和五〇年一〇月一日	一一〇〇個	五%
3 第一項に規定する者は、その所持する物品で、 同項の規定に該当するものの貯蔵場所並びに貯 藏場所ごとに当該物品の品名並びに品名ごとの 数量及び価額その他政令で定める事項を記載し た申告書を、当該物品が同項の規定により製造 場から移出されたものとみなされた日から一月 以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長	昭和四九年一〇月一日	一一〇〇個	五%
署長は、その所轄区域内に所在する貯蔵場所に ある同項の規定に該当する物品に係る物品税額 の合計額をそれぞれその該当することとなつた 日の属する月の翌月の一日から五月内の各月に 等分して、それぞれその月の末日を納期限とし て、これを徴収する。	昭和四九年一〇月一日	一一〇〇個	五%
昭和四八年一〇月一日	一一〇〇個	五%	
昭和五〇年一〇月一日	一一〇〇〇個	五%	
昭和五一年一〇月一日	一〇、〇〇〇個	五%	

に提出しなければならない。

第一項の表の物品名欄に掲げる物品で同項の規定による物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものが当該物品の製造に係る製造場にもどし入れられた場合(物品税法第二十八条第三項の廢棄がされた場合を含む)において、当該物品の製造者(第一項の規定の適用がないものとした場合における製造者をいう)が、政令で定めるところにより、当該物品が当該物品税額を徴収された、又は徴収されるべきものであることにつき当該製造場の所在地の所轄税務署長の確認を受けたときは、当該物品税額は、同条の規定に準じて、当該物品につきその者が納付した、又は納付すべき物品税額にあわせて、その者に係る物品税額から控除し、又はその者に還付する。

5 第一項に規定する者が、政令で定めるところにより、その所持する物品が輸出する目的その他政令で定める目的に充てるべきものであることをつき当該物品の貯蔵場所の所在地の所轄税務署長の確認を受けた場合には、当該確認に係る物品については、その者が当該物品を製造した者以外の者であるときはこれを当該物品を製造した者とみなし、当該物品の貯蔵場所を当該物品の製造に係る経過措置)

第十二条 昭和四十九年九月一日前に、その製造に係る製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる旧別表第三種第一八号に掲げる物品については、改正前の物品税法の規定及び附則第十五条の規定による改正前の災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十一年法律第七百七十五号)の規定は、な

#### (罰則に係る経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる物品税に係ることの法律の施行後にした行為に対

する罰則の適用については、なお從前の例によることとします。

#### (関税定率法の一部改正)

第十四条 関税定率法の一部を次のようにより改正する。

別表の附表簡易税率表第七号を同表第八号とし、同表第六号の品名欄(3)中「第四号」を「第五号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号を同表第六号とし、同表第四号中、「獵銃」を削り、「五〇%」を「四〇%」に改め、「第九三・〇四号の一」を削り、同号を同表第五号とし、同表第三号の次に次の二号を加える。

四	獵銃	五〇%	第九三・〇四 号の一
---	----	-----	---------------

(災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部改正)

第十五条 災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の一部を次のようにより改正する。

#### (租税特別措置法の一部改正)

第十六条 租税特別措置法の一部を次のようにより改正する。

#### (第八条第一項中「若しくは第三種」を削る。)

第十七条 第八条第一項中「同項に規定する」を

「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の移出に関する明細書及び」を削り、同条第五項中「第四十三条第六号」を「第四十三条第七号」に改める。

#### (国税通則法の一部改正)

第十八条 第八条の二第二項中「同項に規定する」を

「当該申告書の提出」に改め、「当該物品の移出に関する明細書及び」を削り、同条第五項中「第四十三条第六号」を「第四十三条第七号」に改める。

#### (国税通則法の一部改正)

第十九条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十

六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第六号中「小売業者」を「販売業者」に改める。

#### (理由)

今次の税制改正の一環として、最近における消費の実態及び課税物品の取引の状況等にかわり

み、税率の引下げ、課税の廃止、新規の物品に対する課税等を行なうことにより税負担の軽減合理化を図るほか、納税の手続を簡素化する等所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三に、貴石、貴金属製品類の販売業者についていたしてあります。

ジ等若干の物品について新たに課税を行なうこと

を行なうこととしております。

第三に、貴石、貴金属製品類の販売業者についていたしてあります。

〔参考〕

入場税法の一部を改正する法律案に対する修正案(審議修正)

入場税法の一部を改正する法律案の一部を次のようにより修正する。

附則第一項中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日の翌日」に改める。

物品税法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

物品税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「昭和四十八年四月一日」を「公布の日の翌日」に改める。

附則第三条中「昭和四十八年五月三十一日」を「昭和四十八年六月三十日」に改める。

○議長(中村梅吉君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(中村梅吉君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

次に、日程第四につき採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(中村梅吉君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

〔賛成者起立〕

○議長(中村梅吉君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議すなわち、農林水産委員長提出、飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案(農林水産委員長提出)

○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、農林水産委員長提出、飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案は、委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(中村梅吉君) 中山正暉君の動議に御異議

ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

（米穀等の売渡しを受けた者等の義務）

よつて、日程は追加せられました。

（飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案を議題といたします。）

法律案を議題といたします。

（飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案を提出する。）

昭和四十八年四月十七日

提出者  
農林水産委員長 佐々木義武

飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案

（飼料用米穀等の売渡価格の臨時特例）

第一条 当面における飼料の価格の騰貴を抑制するため、緊急措置として、政府は、食糧管理特別会計法大正十年法律第三十七号)附則第六項

の計画に基づいて売り渡す配合飼料の原料として使用される昭和四十五年以前に生産された米穀のうち政令で定める数量のものを、この法律

の施行の日から二月以内に、食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)第四条第二項の規定にかかわらず、農林大臣の定める価格で、売り渡す

ものとする。

(輸入飼料たる大麦及び小麦の売渡価格等の臨時特例)

第二条 当面における飼料の価格の騰貴を抑制す

るため、緊急措置として、政府は、飼料需給安

定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)第五条

第一項の規定により売り渡す配合飼料の原料と

して使用される大麦及び小麦並びに配合飼料の原料として使用されるふすまを生産するための

小麦のうち政令で定める数量のものを、この法律の施行の日から三月以内に、同条第二項及び

かつ、農林大臣の定める価格で、売り渡すものとする。

（米穀等の売渡しを受けた者等の義務）

第三条 前二条の規定による米穀、大麦若しくは小麦の売渡しを受けた者又は当該売渡しに係る小麦若しくは小麦若しくは当該売渡しに係る小麦から生産されたふすま(以下「特定米穀等」といふ。)を譲り受けた者は、当該特定米穀等又は当該特定米穀等を原料として製造した配合飼料を適正な価格で譲り渡し、又は販売するようしなければならない。

（立入検査等）

第四条 農林大臣は、この法律の目的を達成するため必要な限度において、第一条又は第二条の規定による米穀、大麦若しくは小麦の売渡しを受けた者又は特定米穀等を譲り受けた者から、特定米穀等の譲渡数量及び譲渡価格、特定米穀等を原料として製造した配合飼料の販売数量及び販売価格その他必要な事項に関する報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、事業場、倉庫その他必要な場所に立ち入り、特定米穀等及び配合飼料に関し、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により職員が立入検査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第五条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第六条 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五万円以下の罰金に処する。

（佐々木義武君登壇）

○議長(中村梅吉君) 委員長の趣旨弁明を許します。農林水産委員長佐々木義武君。

○佐々木義武君 大切な議題となりました農林水産委員長提出、飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

最近の飼料事情を見ますと、国際的に穀物等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

○佐々木義武君 大切な議題となりました農林水産委員長提出、飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

○佐々木義武君 大切な議題となりました農林水産委員長提出、飼料用米穀等の売渡価格等の臨時特例に関する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対する同項の刑を科する。

（附則）

この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

当面における飼料の価格の騰貴を抑制するため、緊急措置として、政府が配合飼料の原料用に充り渡す米穀、大麦及び小麦の売渡価格等につき特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本法律の施行に伴う食糧管理特別会計における負担の増加額は、おおむね六十七億円の見込みである。

（附則）

占めておりますので、昨年来の価格の高騰は、わが畜産業に大きな影響を与えておりますが、さらにこれ以上の値上げが行なわれるようになると、その影響ははかり知れないものがあります。とりわけ、経営基盤の脆弱な中小畜産農家などは壊滅的な打撃をこうむるのではないが如く、畜産物価格の値上がりを招来し、これが消費者家計に大きくなれば返つてくることが必至であります。

このような情勢の中、政府においては、去る二月二十七日に飼料緊急対策を決定し、政府操作飼料と過剰米の飼料用としての売却を集めること、配合飼料価格安定基金を強化拡充すること及び畜産農家への低利資金の融通措置を講ずるなどを内容とした一連の施策を講じており、また、農協その他の配合飼料製造業者においても、今まで値上がり防止のための努力を続けておりますが、これらの対策のみによって今後の配合飼料の値上がりを抑制することは不可能な情勢にあります。

そこでこの際、その補完的な緊急措置として、政府保有の過剰米等を特別低廉な価格で売却する道を開くことが緊要と考えられるのであります。このような事情を背景にして、ここに本案を提出した次第であります。政府保有の過剰米及び政府操作飼料を現行価格より大幅に引き下げ、これを緊急、かつ、集中的に払い下すことによつて、今後に予測される配合飼料の値上がりを抑制し、畜産経営の安定と畜産物価格の値上がり防止に資することといたしております。

以下、本案のおもな内容について申し上げます。

第一に、政府は、過剰米処理計画に基づいて売り渡す配合飼料用の米穀について、数量と時期を限定して、農林大臣の定める特別低廉な価格で、売り渡すことといたしております。

第二に、政府は、飼料需給安定法により充り渡す

配合飼料用の大麦及び小麦等について、数量と時期を限定して、随意契約により、かつ、農林大臣が定める特別低廉な価格で売り渡すことといたしておられます。第三に、本法に基づいて米穀等の売り渡しを受けた者等は、当該米穀等または当該米穀等を原料として製造した配合飼料を適正な価格で譲り渡し、または販売するようにしなければならないこととするとともに、農林大臣は、これらの方から、当該米穀等の譲渡数量及び譲渡価格、当該米穀等を原料として製造した配合飼料の販売数量及び販売価格等に関し報告させ、または職員に立ち入り検査等をさせることができることとしたばかりか、必要な罰則規定を設けることとしたとしております。

以上が本案の提案の趣旨とおもな内容であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(中村梅吉君) 採決いたします。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(中村梅吉君) 御異議なしと認めます。

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)(趣旨説明)

○議長(中村梅吉君) 内閣提出、地方自治法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣江崎真澄君。

〔國務大臣江崎真澄君登壇〕

○國務大臣(江崎真澄君) 地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨について、御説明申し上げます。

この法律案は、第十三次及び第十五次地方制度調査会の答申の趣旨にのっとり、まず、特別区の

区長の選任制度を中心として、特別区の事務、人事等の諸制度につきまして規定の整備を行なうことともに、住民の生活圏の広域化に対応するため、一部事務組合制度を充実させようとするものであります。

以上のほか、地方公共団体の処理すべき事務に関する規定等につきましても、この整備する必要があります。

以下、その概要について御説明申し上げます。

その第一は、特別区の区長の選任方式についてあります。すながわ、昭和五十年度から公選制度を採用することとし、そのためには必要な規定等を設けました。

第二は、特別区の存する区域においては、都において一體的に処理することが望ましい事務を除き、保健所に関する事務並びにおおむね一般の市に属する事務を特別区に処理させることといたしました。

第三は、特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、都区の財政調整上必要な措置を講じなければならないことといたしました。

第四は、都配属職員制度を廃止することといたしました。

以上の改正に関連して、本年七月に予定されておりまする都の議会の議員の一般選舉における議員の定数を現行のまま据え置くことができる

ことをいたしております。

次に、市町村が広域にわたる総合的な計画を作成し、その実施のために必要な連絡調整をはかり、総合的かつ計画的な事務を共同して処理するため、複合的な一部事務組合を設け得るものとし、この組合運営を円滑に行なうため、規定の整備をすることといたした次第であります。

さらに、この改正に関連して、地方公共団体の組合に関する直接請求の手続等について、所要の規定の改正を行なうことといたしてあります。

なお、これらの改正のほか、監査委員の任期等に關する規定及び地方自治法の別表の規定を改正

する等所要の規定の整備を行なうこととしたしておるものであります。

以上、簡単であります。が、地方自治法の一部を改正する法律案の趣旨を申し述べた次第であります。(拍手)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出)(趣旨説明)に対する質疑

○議長(中村梅吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。小川省吾君。

〔小川省吾君登壇〕

○小川省吾君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま上程議案とされた地方自治法の一部を改正する法律案に関して、その基本的な幾つかの点について、総理並びに閣僚の所信と見解をただすものでございます。(拍手)

まず第一に、田中總理にお尋ねをいたしますが、あなたは總理として、憲法、地方自治法の精神にのつとり、地方自治を充実をさせ、住民の福祉を守る行政を執行することは、けだし当然であります。

しかししながら、今回提案されているこの法案は、一方では、第三十九国会以来、わが党が地方自治法の改正案として提案をしてまいりました区長公選という地方自治拡大充実の内容と、片や

住民自治無視の一部事務組合の改正、いわゆる連合法案を一本にして盛り込んだ、まさに木に竹をついたというか、葉の中にカブセルをかぶせた毒薬をまぜたような内容になつておるわけであります。(拍手) 地方自治の本旨を、まさに両極端に踏み違えられているわけでありますけれども、私どもは、かねがね分離をして提案をするよう政府に申し入れをしてきたわけでありますけれども、抱き合せにして出してきたといふことは、区長公選を実現しようとする意思がほんとうにあるのかどうか、疑わざるを得ないわけであります。一本

にして出してきた経過とその意図を明らかにしていただきたいのです。先ほどの港湾法にも見られるとおり、地方自治体に対する政府の権限が強化されようとしております。国土総合開発法をはじめとして、このような地方自治体に対する権限の強化がされようとするときに、連合が再び出てくるということは、眞に地方自治を守り、発展させようという意思があるのかどうか、きわめて疑わしいので、この際、総理の地方自治に対する所信と決意のほどを明らかにしていただきたいのです。(拍手)

また、いまからでもおそらくは、この際、この法案を撤回をして、分離をして、再提案することを強く要求をするものであります。(拍手)

また、この点について、地方自治を守るべき直接の衝に当たる江崎自治大臣の見解をあわせて明らかにしていただきたいのです。

次に、第二点として、一部事務組合の改正、いわゆる連合条項についてお尋ねをいたします。

この改正は、第六十五国会以来問題法案として取り扱われて、廃案になってしまったものであります。住民の自治体に対する期待と興望を裏切るものであり、明らかに第二次市町村合併の促進であり、府県連合・道州制への布石であり、わが党の容認し得ないものであります。

今回は、従来問題にされてきた諸点を削除をして提案をしておるわけでありますけれども、本質的には、その意図する点は変わっていないと判断をするものであります。この府県連合と新たな市町村合併を進め、自治体を日本列島改造の受けざらとしようとする改正点について、いま四年目を迎えた広城市町村圏の実態に触れつつお伺いをいたします。

広域市町村圏の運営の現状はまちまちでありますけれども、大体において一つの自治体から首長なり議長あるいは議会常任委員長等が参加をしておるわけであります。基礎である構成自治体の議会は無視をされ、事前協議や同意も求められず執

行され、広域圏の組合議会に必要以上の権限が集中をされているケースが多いわけであります。住民意思はほとんどみ上げられず、中核である市などの都合により振り回され、負担金に悩んでいられる弱小町村も数多くあるのです。

さらに、構成をする市町村議会の少数党の意見は締め出されている場合が多いわけであります。幸いといふが、現状では消防とか道路整備等の事業が多いので、問題は少ないわけでありますけれども、屎尿処理施設の建設場所をめぐる問題や、あるいは住民自治という観点から見た場合には多くの問題点を含んでいるわけであります。

今回の改正点は、いわゆる複合的な組合を意図をし、各自治体に共通をしない事務をも含し得ることになつております。幾つもの事務事業が一部の代表者によって運営をされ、本来の市町村の事務が連合に吸収され、憲法違反の独裁化のおそれすらあります。これは明らかに広域市町村圏に法的地位を与え、府県と市町村との間に中間的な自治体をつくる構想であり、これを強化することによって合併を誘発、促進をさせ、府県連合への方向づけをねらっているものと断定し得るのであります。

本来、法律なり制度なりは、国民の要望に沿つて制度化、法制化されていくことが当然のはずであります。そこでいわゆる連合、包括組合の性格はどうなるのか、組合議会の運営、その財政をどう進めようというのか。

以上の諸点について、所管の自治大臣の答弁を求めるものであります。

総理、あなたは、あなたの著書といわれる「日本列島改造論」の中でこう述べておられます。「日本列島改造論」の中でもう述べておられます。

市町村の第二次合併を積極的にすすめ、その行政

力、財政力を強化することである。現在の府県制度は行政区画としてはせますぎるし、行政単位としても国と市町村のあいだに立つてあいまいな性格をもつてゐる。現行制度の改廃を含めて将来の府県制度のあり方を根本から検討する時期にきては、依然として配属とか出向とかいう職が出てくらべておられるわけであります。明らかに第二次市町村合併と府県連合を、府県をこえる自治体づくりを示唆をしているわけであります。

この発言や記述を踏まえて、いわゆる連合の意図するところについて、総理の考え方を率直にお示しをいただきたいのございます。(拍手)

第三に、区長公選に関連をしてお尋ねをいたしました。

私どもは、昭和二十七年以来この運動を進めてきたものとして、いまようやく日の日を見ようとする自治権拡大の公選制実現については、大いに賛意を表するものであります。本来、住民自治の本旨は、住民みずからが、みずからの首長に対する選挙権、被選挙権を持つこと、すなはち行政の住民参加がその基本であると思うわけです。特別区においては、長年にわたってゆがめられていた自治が、本来の姿に戻るわけでありますから、歓迎をすべきことであります。

公選に関連をして、数点、自治大臣にお尋ねをいたします。

第一に、当然、区に多くの事務が歸属をしていました。

第一に、当然、区に多くの事務が歸属をしていました。

現行地方自治法や地方交付税法の中では、都に対する特例の扱いをいたしておるわけでございます。超過密の大都市東京においては、大都市としての財源確保がいまは何よりも必要であります。第十五次の地方制度調査会でもその点を指摘をいたしておるわけでございます。公選制提案のこの時期こそ、まさにその機会であるはずであります。また、自治法施行時の公選制が昭和二十七年にくずれ去つたのも、實にこの財源問題にあつたわけであります。

あらゆる産業の本社、事業所、管理部門が集中をし、産業、文化、交通、情報等の中核としての東京は、地価の高騰、住宅難、通勤難、大気汚染等をはじめとする各種公害、物価高、等、生活環境のすべてが、いま打開をし、解決をしなければならないときに迫られております。また、膨大な都民の要求に根ざす行政需要を持つております。

しかし、現状では、大都市財源としての特別な

手だけは何一つ講ぜられていないのが実態であります。公選制を実施をし、普通地方公共団体並みの仲間入りをするいままこそ、過密集中の大都市に対し、適切なる財源確保との配分こそ、考慮されるべきであります。当然、いまこそ地方交付税法を考えます。

第二十一条の「都等の特例」は廃止すべきときだと考へます。特別区に対する今後の財源の付与、大都市財源の確保とその配分について、自治、大蔵両大臣の見解を明らかにしていただきたいのであります。(拍手)

次に、第四点として、東京都の議員定数についてお伺いをいたします。

御承知のように、都議選はこの六月二十六日公示でござります。いまごろ出してもくることと自体が不親切きわまるわけであります。この案によれば、現行百二十六でいくといふことでございます。都道府県の議員定数は、法第九十条で定められておるところでありますけれども、都道府県になつてはその定限を百二十人、都にあつては百三十人といたしておるわけでありまして、第二項で、特別区の人口を百五十万人で除することになつております。申し上げるまでもなく、いま人口のドーナツ化現象が進んでいるわけでございますし、超過密の行政需要にこたえていく都議会の重要性からしても、むしろ、私は、百五十万条項を削除をしてよろしい時期に到来をしたのではないかと考えます。また、そのことが都民の期待にこたえるやうんであると思ひますけれども、自治大臣の見解はどうか、明らかにしていただきたいのであります。

最後に、私は、このような自治法の大改正をするならば、当然改正案として提案すべき緊急な、地方の長年の要請があつたはずだと思ひます。あらゆる制度なり法律は、人によって運用し執行されるものであります。すべての行政も、その職員の理解と協力を得て実施をされてこそ初めて

その効果をあげ得るわけであります。

職員問題について、一、二見解をただしたいと存じます。

その第一は、法第七百七十二条とその関連条項であります。

「普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。」

いわゆる「その他の職員」規定が、

長年にわたり地方公務員に差別と分断と大きな混乱を生じさせているのであります。公務員試験合格者にあらためて吏員昇任試験を課してみたり、同一業務に携わりながら差別がつけられておつた名前では起案文書も書けないといふような実態があるわけであります。そして、ひいては女子職員に対する差別になつておるわけであります。自治労の身分差撤廻論争によつて是正をされつづりますけれども、百七十二条とその関連条項が存する限り、問題は残るわけでございます。若い職員の勤労意欲を減退させておるわけであります。

この際、百七十二条と関連条項を改正をして、地方公共団体の行政の円滑なる推進のため、差別をなくすべきだと考えますけれども、その意思があるかどうかお尋ねし、どう解決し対処されよう

あります。(拍手)

次に、長年の懸案の附則第八条であります。

「当分の間、なお、これを官吏とする」といういわゆる自治法施行時の経過規定が、実に四分の一世紀以上も生き続けておるわけであります。社会保障、国民年金、職安、失業保険関係職員等の身分を、名実ともに都道府県に移管をさせるため、附則第八条は即刻撤廻をすべきであります。佐藤前首相や歴代自治大臣も、その方向を明らかにしている問題でもあり、この際、決断と実行をもつて、附則第八条を削除をして、長年の懸案にいまこそ決着をつけるべきであります。自治大臣、田中總理の見解と決意のほどを明らかにしていただきたいのであります。

普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。」

その第一は、法第七百七十二条とその関連条項であります。

「普通地方公共団体に吏員その他の職員を置く。」

いわゆる「その他の職員」規定が、

長年にわたり地方公務員に差別と分断と大きな混乱を生じさせているのであります。公務員試験合格者にあらためて吏員昇任試験を課してみたり、同一業務に携わりながら差別がつけられておつた名前では起案文書も書けないといふような実態があるわけであります。そして、ひいては女子職員に対する差別になつておるわけであります。自治労の身分差撤廻論争によつて是正をされつづりますけれども、百七十二条とその関連条項が存する限り、問題は残るわけでございます。若い職員の勤労意欲を減退させておるわけであります。

この際、百七十二条と関連条項を改正をして、地方公共団体の行政の円滑なる推進のため、差別をなくすべきだと考えますけれども、その意思があるかどうかお尋ねし、どう解決し対処されよう

あります。(拍手)

次に、長年の懸案の附則第八条であります。

「当分の間、なお、これを官吏とする」といういわゆる自治法施行時の経過規定が、実に四分の一世紀以上も生き続けておるわけであります。社会保障、国民年金、職安、失業保険関係職員等の身分を、名実ともに都道府県に移管をさせるため、附則第八条は即刻撤廻をすべきであります。佐藤前首相や歴代自治大臣も、その方向を明らかにしている問題でもあり、この際、決断と実行をもつて、附則第八条を削除をして、長年の懸案にいまこそ決着をつけるべきであります。自治大臣、田中總理の見解と決意のほどを明らかにしていただきたいのであります。

以上、私は數点にわたり、地方自治の本旨に沿つて質問を申し上げました。政府が真に地方自治を守り、発展をさせる意思があるならば、この精神にのつとり、前向きの答弁を期待し要請をいたしまして、私の質問を終了いたします。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 小川省吾君の御質問にお答えをいたします。

まず第一は、地方自治に対して基本的にどのよ

うに考

えてお

るか

れども

ます

けで

い

ます。

しかし、これらは、あくまでも私見として世に存じます。

議論を提供したわけでございまして、これらを直ちに実行しようという考え方立つておるわけではありません。世論の趨勢を十分見きわめながら、慎重に検討を続けるべきだと考えておるわけ

ます。まず第一は、地方自治に対して基本的にどのようになりますけれども、百七十二条とその関連条項が存する限り、問題は残るわけでございます。若い職員の勤労意欲を減退させておるわけであります。

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 小川省吾君の御質問にお答えをいたします。

まず第一は、地方自治に対して基本的にどのようになりますけれども、百七十二条とその関連条項が存する限り、問題は残るわけでございます。若い職員の勤労意欲を減退させておるわけであります。

しますので、それらの問題に対し論を試みたわけでございます。

なお、一つの議論といったしましては、地方自治として望ましい姿は、いまの市町村よりも大きくなり、区長公選を直ちに実現をし、連合条項はあくまで分離をすべきだと、重ねて強調いたしたものでございます。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 小川省吾君の御質問にお答えをいたします。

まず第一は、地方自治に対して基本的にどのようになりますけれども、百七十二条とその関連条項が存する限り、問題は残るわけでございます。若い職員の勤労意欲を減退させておるわけであります。

しますので、それらの問題に対し論を試みたわけでございます。

なお、一つの議論といったしましては、地方自治として望ましい姿は、いまの市町村よりも大きくなり、区長公選を直ちに実現をし、連合条項はあくまで分離をすべきだと、重ねて強調いたしたものでございます。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 小川省吾君の御質問にお答えをいたします。

まず第一は、地方自治に対して基本的にどのようになりますけれども、百七十二条とその関連条項が存する限り、問題は残るわけでございます。若い職員の勤労意欲を減退させておるわけであります。

しますので、それらの問題に対し論を試みたわけでございます。

なお、一つの議論といったしましては、地方自治として望ましい姿は、いまの市町村よりも大きくなり、区長公選を直ちに実現をし、連合条項はあくまで分離をすべきだと、重ねて強調いたしたものでございます。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 私に対する御質問の第一点は、地方交付税法第二十一条を、たとえば廃止してはどうかということであります。

本来、市の行なるべき事務のうちで消防、下水

道、清掃等の事務につきましては、都と特別区との間の緊密性から、なお都において処理することとされまして、また、都と特別区との間の税源配分につきましても、現行制度をそのまま維持することが適当とされております。したがいまして、ただいまのこと、地方交付税制度の算定方式について、現行制度を特に改正する必要はない、と、かように考えておる次第でございます。

第二は、大都市をはじめとした都市税源の充実の問題でございます。

その充実の必要性につきましては、政府においても十分に認識をいたしております。従来から税制調査会等におきましても、具体的方法について検討が積極的に続けられているところでござります。昭和四十八年度におきましては、政府としては、土地にかかる固定資産税の課税の適正化措置をはかること等によりまして都市財源の充実に資することとしておりますが、今後とも都市財源の充実の方策につきましては、引き続き十分に検討してまいりたいと考えております。(拍手)

○國務大臣(江崎真澄君登壇) お答えを申し上げます。

特別区の区長の公選制と広域市町村圏の問題を一緒にいたすのはけしからぬではないか。これは社会党からもしきりに、分離し、こういう御要請があつたことは私もよく承ったわけであります。するが、御承知のように、二つとも改正の要点は、自治権の拡充と自治の内容を充実させよう、同じ方向のものであります。二つの改正を同一の改正法案に盛り込む、これは従来の慣例に照らしましても不自然なものではないといふに考えておる次第であります。

次に、一部事務組合は、御承知のように、地方公共団体がその協議によりまして特定の事務を共同して処理する、これは地方自治法上の制度であります。この位置づけは、広域市町村圏は、市町村の区

域を越える日常社会生活圏の広域化に伴つて、市町村が共同して広域行政を行なうために設定された圏域、御質問でも御指摘ありましたように、道路整備であるとか消防であるとか、あるいはごみの処理であるとか屎尿処理とか、これは時代の要請に応するものだというふうに思つております。その助成措置につきましては、これは従来の補助に上積みをしたり、十分充実をして、交付税等においてめんどうを見ていきたいというふうに考えます。

都に残す事務について、何と何が残るのか。

これは第一に廃棄物の収集、運搬及びその処理、これらの事務であります。第二番目に下水道の設置、管理に関する事務、三番目は伝染病予防法、と畜場法に基づく事務、四番目は地域地区、市街地開発の事業、流通業務、団地等の都市施設等にかかる都市計画の決定、五番目は特定街区内の建築物等にかかる建築基準等であります。

職員、いわゆる人事の配属や出向はあるのかな

いのか、これは一体どうするのか。これは、御指摘のよろ、医師等なかなか求めることが困難な職員におきましては、当然特別区に支障のないよう、人事の交流は今後といえども密にいたしてまいりたいというふうに考えておるものであります。

区長の公選を五十年四月から施行とした理由は

一体何なんだ。

これは、地方制度調査会の答申の趣旨にも明らかにされておりまするよう、特別区制度の改正規定期限の施行期日につきましては、区長公選制の採用、都からの事務の移譲、配属職員制度の廃止、これを一齊に行なうわけでありまして、それらの準備期間にはこの程度の期日が必要であるといふに考えておる次第であります。

次に、一部事務組合は、御承知のように、地方公共団体がその協議によりまして特定の事務を共同して処理する、これは地方自治法上の制度であります。

次に、この特別区に対する財源の措置は一体どういうふうか。

これは特別区財政調整交付金の基本額の増額を行なうことによって対処してまいりたいといふに考えておるものであります。

次に、都会議員の数を従前どおりとしたが、これは一体どういうことか。

これは、一応こういうことに決定をいたしました上で、地方自治法第九十条第二項については検討を加えたい、かように考えております。

その次に、その他の職員という項目について、実情に合致しないような、かりそめにも差別待遇などということがあつてはならぬではないか。

御指摘のとおりだと思います。私ども、この問題は、前向きで、実情に十分合うように検討を進めてまいりる予定であります。

最後に、地方事務官制度の廃止についてであります。

これは總理からも答弁がありましたが、各都道府県知事においては、この廃止について非常に強い要請があります。自治大臣といたしましては、当然関係閣僚と調整をいたしまして、これが促進をはかつて実現に進んでまいりたい、かように考えております。(拍手)

○議長(中村梅吉君) これにて質疑は終了いたしました。

#### 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(中村梅吉君) 内閣提出、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。通商産業大臣 中曾根康弘君。

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕 大規模小売店舗における小売業の事業活動を開いておることは御承知のとおりでございます。

次に、この特別区に対する財源の措置は一体どきまして、その趣旨を御説明いたします。

わが国の小売商店数は、百四十万店をこえ、そこに働く人々も約四百五十万人に達しておりますが、大部分の商店はきわめて零細であるので、百貨店、スーパー等の大規模な小売店の進出によつて著しい影響を受ける場合が少なくありません。

このため、昭和三十一年には、小売業における当時唯一の大企業であつた百貨店業を対象として、その事業活動を調整し、もつて中小商業の事

業活動の機会を確保することを目的として、百貨店法が制定されたのであります。

以来十数年を経過し、一方では消費者利益確保の要請が高まるとともに、他方では百貨店以外にもスーパー、ショッピングセンター等の大規模な小売店が出現する等、小売業を取り巻く環境は著しく変化するに至つております。また、経済の国際化に伴つて、流通業の資本自由化も強く要請されるに至つております。

政府は、このような情勢の変化に対応した百貨店等の大規模な小売店と中小小売店との事業活動の調整のあり方にについて、かねてから産業構造審議会にはかつておりましたところ、昨年八月、法改正の方向について答申を受けたのであります。

本法案は、この答申の示した方向に沿つて、関係者の意見を十分聴取しつつ作成したものであります。

なお、改正内容が多岐にわたつてゐるので、新法の制定、百貨店法の廃止という形式をとることとしております。

次に、本法案の概要について御説明いたします。

第一は、現行百貨店法の中大小商業の事業活動の機会の確保という目的に、配慮事項として消費者の利益の保護を加えるものとしていることあります。

ます。すなわち、消費者物価の上昇、消費者欲求の多様化、高級化という社会的情勢への対応に配慮すべきことを規定したものであります。

第二は、同一建物内の店舗面積の合計が基準面積をこえるものを大規模小売店舗として公示するものとし、これに入居するすべての小売業者を規制対象とすることとしたことであります。これにより、従来の百貨店に加えて、大型スーパー、ショッピングセンター等が大規模小売店舗内の小売業者として把握されることとなるのであります。

第三は、現行百貨店法が採用している許可制を届け出、審査、勧告、命令という体系に改めることとしたことであります。この新しい制度のもとでは、大規模小売店舗において小売業を営もうとする者の届け出があった場合には、通商産業大臣はその地域の人口の推移、中々小売業の近代化の見通し等を勘案して審査を行ない、中々小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、店舗面積の削減、営業開始時期の繰り延べ等について勧告、命令を行なうこととし、これに違反した者に対しては、現行百貨店法の無許可営業以上の罰則を課すこととも、営業停止をも命じ得ることにしております。

以上が大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案の趣旨であります。(拍手)

#### 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

##### に対する質疑

○議長(中村梅吉君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。竹村幸雄君。

〔竹村幸雄君登壇〕

○竹村幸雄君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました大規模小売店舗に

つきました質問し、政府の見解をただしたいと思ふのであります。(拍手)

今回の立法措置とともに百貨店法が廃止されるのであります。その背景は、昨年七月、箱根で行なわれた日米通商會議の事務当局の話し合いにあります。おきまして、小売商業の自由化、すなわち食料品、衣料などの単品については、小売店十一店舗まで一〇〇名の自由化を認めるといふ決定をしたことにあるといわれております。この決定は、これまで日本の流通産業、ことに小売業につきましては、第一種指定業種として、外資は五〇%の株式の保有までしか認めないと、五〇%主義をとつてきただけであります。この原則を放棄したことによるといわれております。この決定は、これは、米国のが国に対する資本の自由化要請とまつこうから矛盾する保護主義であります。

さて、第一種指定業種として、外資は五〇%の株式の保有までしか認めないと、五〇%主義をとつてきただけであります。この原則を放棄したことによるといわれております。この決定は、これは、米国のが国に対する資本の自由化要請とまつこうから矛盾する保護主義であります。

そこで、田中総理にお伺いいたしたいのですが、この小売商業におきます五〇%主義の放棄はまた、これまでの外資対策として、小売商業に大きな影響を及ぼすおそれのある巨大外資を入れないといふ方針の大転換であるといわざるを得ません。私は、この大転換によつて、いすれば小売商業の一〇〇%自由化が全業種に及ぶことになると思うのであります。

そこで、田中総理にお伺いいたしたいのですが、この小売商業におきます五〇%主義の放棄は

ます。

第一に、わが国の小売商業は、中々零細企業がきわめて多いことは周知のことであります。こうした分野を一〇〇%自由化することは、競争力を持たないまま放置されている数多くの小売商業の倒産につながり、国内に重大な問題を発生させるおそれがあると思うのであります。そこで、今後、流通産業の自由化を一〇〇%行なうのかどうか、その時期はいつか、その影響と、中々小売商業対策をどのように行なうつもりか、明確な見解をお伺いしたいのであります。(拍手)

次に、ニクソン米大統領は、一九七三年通商改革案及びその必要性を強調した通商教書を米国議会に提案したのであります。それによります

と、輸入の急増で、米国内産業や労働者に悪影響が出た場合、外国が米国産品に不公正な輸入差別を撤廃しない場合、米国の国際収支が赤字になる場合の三つの場合には、輸入課徴金や関税引き上げ、あるいは輸入割り当てといった、強力な輸入制限手段を発動できる権限を大統領に集中しよう

といふものであります。

これは、米国のが国に対する資本の自由化要請とまつこうから矛盾する保護主義であります。

米国このよろな自由貿易主義を放棄する態度に、何ら反省を求める事なく、米国の一なりの経済政策を推進進めることは、国民に対する重

大な裏切り行為であります。(拍手)

今日、わが国の国際収支が黒字を続けているのは、これまでの大企業優先、低賃金低福利による

国際競争力強化のみを目的とした高度経済成長政

策の結果であり、そのため、物価の高騰、住宅、土地問題、環境破壊などのひづみがあらわれ、国民生活が犠牲にさらされているわけであります。

田中総理は、このよろな国民生活のひづみに目

をつぶり、依然として日本列島改造論を見られており、生産第一の政策を推進しようとしている

のであります。これでは日本の労働者、中小企業者、農漁業者、労働者などは、国際的、国内的な二重の責め苦を受けることになるのであります。

田中総理は、自由化は国際的至上命題である、

日本列島改造論は国民がいかに批判しようとも、あなたの自身の野心的なものだから、これを中止する意思はない、国民の犠牲もまたやむを得ずとい

うことか、総理の明快な見解を伺いたいのであります。(拍手)

次に、通産大臣に質問いたします。

今回の百貨店法の改正は、外からは流通産業の自由化攻勢、内からは大規模スーパーや疑似百貨店の攻勢に対して、百貨店の利益を保護することのみねらいがあるのであるのではないか。ことに、提案された法律案は、一方において、スーパーや疑似百貨店など大規模小売店を規制して、競争制限の

方針を示しながら、他方で、百貨店の規制をゆるめるという競争促進的なものとなつております。明らかに相矛盾する考え方が見られるのであります。

また、百貨店法では許可制であつたものが、本案では届け出制になつております。この届け出制のようないい違ひがあるのか、これらの点を明確に説明していただきたい。(拍手)

第二に、今日、労働時間の短縮や週休二日制の実施の必要性が強調されているとき、年中無休の大規模スーパーや疑似百貨店の休日や営業時間を、大都市の百貨店並みにすることが適当であり、今日的であると考えるが、どのような基準を定めようとしているのか。

また、諸外国では、休日や営業時間の規制が行なわれ、商店主も店員も十分な休暇をとることになつており、わが国でもこのよろな立法措置が必要であると思うのですが、あわせて労働大臣の見解を承りたいのであります。(拍手)

第三に、中々小売商は、百貨店やスーパーなど大資本の力に圧迫され、経営が年々苦しくなつておられます。したがつて、大規模店等の新設や拡張、営業時間、休日などの基準の設定や抜

がります。したがつて、大規模店等の新設や拡

張、営業時間、休日などの基準の設定について

は、本法律のごとく、商工会議所や商工会の一部

の意見を聞くことではなしに、利害関係の深い労働者、消費者及び小売業者の意見を聞くこと

いうう審議会制度になければ、弱い者の意見は反映しないと考へるものであります。(拍手)

これらの点を法律に明記すべきであると考えるが、これに対する見解を伺いたいのであります。

最後に、現在中小小売商は、百貨店や大スー

パーなどの進出によつて営業を脅かされながら、自主努力を積み重ねているのであります。この中 小小売商に対する振興は、消費者、国民の立場から見てきわめて必要であると考えるものであります。このため、政府は、中々小売商業振興法案をあ

させて提案しています。同法案では、アーケードなど商店街の改造、店舗の共同化などに対応して特別の融資をはかることになつておりますが、これらは、一部業者にのみ利益する施策であつて、多くの小零細業者に恩恵を与えることにならず、中小売商業振興の名に値しないのであります。

加えて、中小企業基本法の改正により、現在より資金規模の大きい企業が中小企業施策の中に組み込まれることになれば、小零細企業はさらに強い圧迫を受けるのであります。

一般会計に占める中小企業対策費を見てもわずか〇・五四%にすぎず、さらに、大企業を中心の財政投融資の実態から見ても、このことは指摘できるのであります。

現在の政治課題は、生産性の低い中小企業や農漁業の生産性を高め、安定した経済の確立を行なうことが、生活と福祉を優先する眞の政治であることを肝に銘ずべきであります。(拍手)

私は、以上数点にわたつて問題点を指摘しながら質問いたしました。本法律案は、今国会における経済立法としては重要なものであることは言うまでもありません。総理をはじめ、関係大臣の真摯な答弁を求めて、質問を終わります。

(拍手)

○内閣総理大臣(田中角栄君) 竹村幸雄君にお答えいたします。

まず第一番目は、流通産業の自由化の時期、自由化による影響、対策等について問われたわけでございますが、資本の自由化につきましては、わが国経済の国際化を一そく推進していく見地から、積極的にこれを進めていく方針であり、以下、外資審議会において具体的な内容を検討願つておるのでございます。

しかしながら、小売業につきましては、小売商業百四十万のうち、家族経営のものが百十萬を占めているのでございます。きわめて零細性が強いという実情にありますので、その資本自由化は、

など商店街の改造、店舗の共同化などに対応して特別の融資をはかることになつておりますが、これらは、一部業者にのみ利益する施策であつて、多くの小零細業者に恩恵を与えることにならず、中小売商業振興の名に値しないのであります。

加えて、中小企業基本法の改正により、現在より資金規模の大きい企業が中小企業施策の中に組み込まれることになれば、小零細企業はさらに強い圧迫を受けるのであります。

一般会計に占める中小企業対策費を見てもわずか〇・五四%にすぎず、さらに、大企業を中心の財政投融資の実態から見ても、このことは指摘できるのであります。

現在の政治課題は、生産性の低い中小企業や農漁業の生産性を高め、安定した経済の確立を行なうことが、生活と福祉を優先する眞の政治であることを肝に銘ずべきであります。(拍手)

私は、以上数点にわたつて問題点を指摘しながら質問いたしました。本法律案は、今国会における経済立法としては重要なものであることは言うまでもありません。総理をはじめ、関係大臣の真摯な答弁を求めて、質問を終わります。

(拍手)

○内閣総理大臣(田中角栄君) 竹村幸雄君にお答えいたします。

まず第一番目は、流通産業の自由化の時期、自由化による影響、対策等について問われたわけでございますが、資本の自由化につきましては、わが国経済の国際化を一そく推進していく見地から、積極的にこれを進めていく方針であり、以下、外資審議会において具体的な内容を検討願つておるのでございます。

しかししながら、小売業につきましては、小売商業百四十万のうち、家族経営のものが百十萬を占めているのでございます。きわめて零細性が強いという実情にありますので、その資本自由化は、

経済的にも、社会的にも混乱が起らぬよいよ、小売業の近代化施策の進展と歩調を合わせて進めが必要がありますので、慎重に対処してまいりたいと考えるわけでございます。

第二の問題は、アメリカ国内の保護主義とわが国の自由化についての御指摘がございましたが、先般発表されました米国の新通商法案には、若干の輸入制限条項が加えられておりましたことは事実でございます。しかし、万が一にも長期的な世界経済の発展にそこを来たすような事態を招くことのないよう、また、これらの条項が成立した場合にも、これが乱用されることのないよう、十分アメリカ側と話をしてまいりたい、こう考るのをございます。

わが国といたしましては、今後、国際経済社会の均衡ある発展のためにも、国内産業の行動の高度化のためにも、資本の自由化や輸入自由化、輸入ワクの拡大、輸出の調整など、やるべきことはやらなければならないのであります。また、アメリカに対しても、インフレの抑制、輸出競争力の強化、対外投資の問題等、アメリカ自身で努力すべき点は主張してきたところでござりますが、これらは、次第に眞剣な政策課題となつてきておるわけでございます。

○國務大臣(中曾根康弘君) 第一に、許可制と届け出制の問題でございますが、本法案によります届け出制は、事前審査制を伴う届け出制といふべきもので、ちょうど従来の許可制と届け出制の中間に位するものであると考えます。

それで、最近はスーパーとか疑似百貨店がだいぶ出てまいりまして、これは、一面においては、消費者のためにもなつておりますが、一面においては、小売商店街に非常な打撃を与えておるところでございます。

そういう流通秩序体系の変換に際して、ある一つの考え方を持って調和点を見出していく新しいポジションを設定しようという考え方でございます。消費者の利益の保護、公正競争の確保、それから中間業者、商店街等の擁護、この三つを目標にいたしまして、現在のぎこちのない体系を調整しようとしたわけでございます。

そこで、消費者利益の保護のためには、届け出制の要素を残しまして、これによってスーパーや商店等がどんどんできるようにしてあげようと。それによって消費者の利益を確保する。中小企業のためには、事前審査制というふうに入れまして、もしスーパーや百貨店の行動が行き過ぎたり、あるいは施設が過大であるといふような場合には、勧告、命令による、営業停止まで含む権限を持つておるわけでございます。

ざいますが、間々申し上げておりますとおり、高度成長の過程において、都市に人口や産業が過度に集中をしあがたところに、社会環境が悪化し、公害が拡大をされ、人間生活の環境整備のためには、どうしても新しい手法を必要とする状態にあ

ることは言うをまちません。土地が上がり、住宅が不足し、水が不足をしておる事実を指摘するまでもなく、国土の総合開発が必要であることは、申すまでもないことでございまして、国民の支持と理解を得ながら、列島改造は強力に進めてまいりたいと思います。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) 第一に、許可制と届け出制の問題でございますが、本法案によります届け出制は、事前審査制を伴う届け出制といふべきもので、ちょうど従来の許可制と届け出制の中間に位するものであると考えます。

それで、最近はスーパーとか疑似百貨店がだいぶ出てまいりまして、これは、一面においては、消費者のためにもなつておりますが、一面においては、小売商店街に非常な打撃を与えておるところでございます。

そういう流通秩序体系の変換に際して、ある一つの考え方を持って調和点を見出していく新しいポジションを設定しようという考え方でございます。

最後に、小売商業の振興の問題でござりますが、小売商業については、一面においては、国際的な自由化の波が押し寄せております。一面においては、百貨店やスーパーの圧力がしんしんと迫つてきています。そのため、今回は、先ほど申し上げました特別の措置をいたしまして、立法を行なつておるわけです。

いままで、商工会議所や商工会を通じまして、設備の貸与とか、小売業に対する共済制度の創立とか、あるいは国民金融公庫や中小企業公庫等による特別融資とか、いろいろな制度をやつておるわけでございます。

まいりましたが、今回はさらに、小売商業振興法という特別の法律をもつまして、駐車場とか一

公正競争の確保という点におきましては、届け出によりまして、一応自由制を確保すると同時に、審査制によりまして、巨大なものが力を得過ぎるということをチェックしようとしておるわけ

でございます。

第一次的には現地で、スーパーや百貨店や商店街で話し合つて調整してもらおう。そして、先ほど御指摘のありました商業活動調整協議会、いわゆる商調協によりましてそれを調整してもらいまして、もし調整ができない場合には、当局が乗り出していくつて調整を行なう。そういう関係に立てて、休日や労働時間の問題も、百貨店やスーパーや小売商店街の間で大きな矛盾や摩擦が起きないよう配慮したいと思っております。

なお、一般の声を聞くために、同法七条第二項によりまして、一般の御意見をどしどし承るようになります。

そこで、消費者利益の保護のためには、届け出制の要素を残しまして、これによってスーパーや商店等がどんどんできるようにしてあげようと。それによって消費者の利益を確保する。中小企業のためには、事前審査制というふうに入れまして、もしスーパーや百貨店の行動が行き過ぎたり、あるいは施設が過大であるといふような場合には、勧告、命令による、営業停止まで含む権限を持つておるわけでございます。



## 港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 議案の要旨及び目的

本案は、港湾において港湾環境整備施設、廃棄物処理施設及び港湾公害防止施設の整備を推進する等により港湾の環境の保全を図るほか、港湾の計画的な開発、利用及び保全の体制を確立し、並びに航路の開発及び保全を図ることとする等のため、所要の改正を行なおうとするもので、主な内容は、次のとおりである。

## (一) 港湾法の一部改正

## 1. 港湾の環境の保全

(1) 港湾施設として、緑地等の港湾環境整備施設、廃棄物埋立護岸等の港湾公害防止施設、公害防止用緩衝地帯等の港湾公害防止施設、港湾管理事務所等の港湾管理施設及び清掃船等の港湾管理用移動施設等を加えることとする。

(2) 港湾環境整備施設、廃棄物処理施設

(廃棄物埋立護岸又は海洋性廃棄物処理施設に限る。)及び港湾公害防止施設の建設等に要する費用の一部を国が補助するものとする。

(3) 港湾管理者の業務として、港湾計画の作成、港湾区域における廃船等の除去及び水域の清掃その他の汚染の防除を明らかにすることも、港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備蓄すること及び港湾の環境の保全のため廃棄物埋立護岸等の管理運営を行なうこと等を加えることとする。

(4) 港湾管理者は、港湾の環境の整備のために行なう港湾工事に要する費用について、港湾区域又は臨港地区内にある一定の事業者に、その一部を負担させることができることがあることとする。

(5) 臨港地区において、工場等を新設し、

又は増設しようとする者等は、その旨を港湾管理者の長に届け出なければならない。とするとともに、港湾管理者の長は、届出のあつた行為が港湾の開発、利用及び保全に関する一定の基準に適合しないと認めるとき、又はその行為の実施により港湾計画を著しく変更しなければならないと認めるとき、又はその行為に與する計画の変更その他の管轄運営が困難となると認めるときは、その行為に與する計画の変更その他の必要な措置をとることの勧告等を行なうことができるのこととする。

(6) 臨港地区における分区として、マリーナ港区及び修景厚生港区を加えることとする。

(1) 通輸大臣は、港湾の開発、利用及び保全に関する基本方針を定め、これを公表することとする。

(2) 重要港湾の港湾管理者は、運輸大臣の定める基本方針に適合し、かつ、港湾の環境の整備及び保全に関する事項その他との基本的な事項に関する基準に適合した港湾の開発、利用及び保全に関する計画(「港湾計画」という。)を定めなければならぬものとする。

(1) 運輸大臣は、港湾区域及び河川区域以外の水域における船舶の交通を確保するため開発及び保全に関する工事を必要とする航路(「開発保全航路」という。)の開発及び保全を行なうものとする。

(2) 開発保全航路内において、何人も、みだりに、船舶、土石等の物件を捨て、又は放置してはならず、また、その水域を工作物の設置等により占用し又は土砂を採取しようとすると者は、運輸大臣の許可を受けなければならぬものとする。

4. 議案に関する報告書

(1) 目的の規定を改正し、この法律は、交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的とする。

(2) 港湾区域外に建設されるシーバース、マリーナ等の港湾の施設の安全の確保を図るために、水域において、水域施設、外郭施設又は係留施設を建設し、又は改良しようとする者は、その旨を都道府県知事に届け出なければならないものとする。

道府県知事は、当該届出に係る施設が一定の技術上の基準に適合しないと認めるときは、必要な措置をとるべきことを命ぜることができるものとする。

(3) 運輸大臣は、二以上の港湾について広域的かつ総合的な見地からこれらの開発、利用及び保全を図る必要があると認めるときは、関係港湾管理者に対し、港湾計画の作成等重要な事項について相互に連絡調整を図るための協議会の設置を勧告することができることとする。

(4) 港湾の施設についての技術上の基準に関する規定、地方港湾審議会の新設に関する規定等所要の改正を行なうこととする。

(二) 北海道開発のために港湾工事に関する法律の一部改正

北海道開発のため北海道において港湾工事として行なう港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は港湾公害防止施設の建設又は改良に要する費用について、国と港湾管理者との負担割合の特例を定めることとする。

(三) 沖縄開発特別措置法の一部改正

沖縄開発計画に基づき運輸大臣が港湾工事として行なう港湾環境整備施設、廃棄物処理施設又は港湾公害防止施設の建設又は改良に要する費用について、国は政令で定める

ところにより、その全額又は港湾法に規定する割合以上の負担又は補助を行なうことができる」ととする。

(四) 海洋汚染防止法の一部改正

1. 一定の船舶の船舶所有者等は、船舶内その他所定の場所に排出油の防除のためのオイルフィルタ、薬剤その他の資材を備え付けておかなければならないものとする。

2. 渔港管理者が行なう廃油処理事業を港湾管理者が行なう場合と同様に届出制とすること。

3. その他所要の改正を行なうこととする。

(五) 港湾整備緊急措置法の一部改正

港湾整備事業として、運輸大臣が施行する港湾以外の海域における海洋の汚染の防除に関する事業並びに開発保全航路の開発及び保全の事業を加えることとする。

4. 議案の可決理由

本案は、港湾の環境の保全を図るほか、港湾及び航路の計画的な開発、利用及び保全の体制を確立するとともに、海洋汚染の防除体制を強化するための措置として、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度特別会計予算港湾整備特別会計港湾整備勘定港湾事業費、北海道港湾事業費及び沖縄港湾事業費のなかに、港湾環境整備事業費補助として三十七億五千二百五十万円、同じく港湾事業費のなかの作業船整備費に海洋清掃船建造費として八億四千万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十八年四月十三日

運輸委員長 井原 岸高  
衆議院議長 中村 梅吉殿

昭和四十八年四月十七日 衆議院会議録第二十七号

七四九

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近におけるわが国水産業をめぐる諸情勢の推移にかんがみ、水産行政の重要な課題となつてゐる国際協力による海外漁場の確保、水産資源の開発、漁場の保全等についてその対策を総合的かつ統一的に推進するため、水産庁の内部部局の再編整備を行なおうとするもので、その主なる内容は、次のとおりである。

1 漁業に関する国際協定及び国際協力に関する事務並びに遠洋漁業、沖合漁業等に関する事務を一体的に推進するため、生産部を再編整備して、海洋漁業部を設置する。

2 海洋水産資源の開発の促進及び沿岸漁業に係る漁場の保全に関する事業の実施に関する事務を水産業に関する試験及び調査研究等に関する事務と一体として推進するため、調査研究部を再編整備して、研究開発部を設置する。

なお、施行期日は、昭和四十八年四月一日とされている。

二 議案の修正議決理由

本案は、水産行政の効率的運営を図るため、妥当な措置と認めるが、施行期日については修正することを適当と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

3 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費として、約二千七百万円が、昭和四十八年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

昭和四十八年四月十三日

内閣委員長 中村 梅吉殿 三原 朝雄

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。〔公布の日〕

入場税法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、今次の税制改正の一環として、最近における入場税負担の状況にかえりみ、その軽減を行なおうとするものである。

(一) 映画、演劇等に対する税率(現行 一〇%)を次のように引き下げるとしている。

映画 入場料金一、〇〇〇円以下の場合 五%  
演劇、演芸、音楽、スポーツ及び見せ物

(二) 国が企画して行なう一定の催物を非課税とするとともに、教員の引率により、その団体入場が非課税とされる児童等の範囲に、学校の教育に準ずる教育を行なう施設の児童等を加えることとしている。

1 この法律は、昭和四十八年四月一日から施行する。〔公布の日〕

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

入場税法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、国民文化の向上のため望ましいと認められる種類の催物については、客観的に妥当な基準を求めて、その入場税負担を減免するよう一層努力すべきである。

二 議案の要旨及び目的

本案は、今次の税制改正の一環として、最近における消費の実態及び課税物品の取引の状況等にかえりみ、税負担の軽減合理化を図る等のため、物品税法について、次のような改正を行なおうとするものである。

(一) 税率の改正

本案は、今次の税制改正の一環として、最近における消費の実態及び課税物品の取引の状況等にかえりみ、税負担の軽減合理化を図る等のため、物品税法について、次のような改正を行なおうとするものである。

二 議案の修正議決理由

本案は、時宜に適した措置と認めるが、なお、施行期日を改める必要があるので別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

また、本案に對しては、阿部助議君外四名よ

り日本社会党、日本共产党・革新共同、公明党及び民社党の四党共同提唱にかかる修正案が提出されたが少数をもつて否決された。

修正案の要旨は、入場税を廃止することとするが、競馬及び競輪等に対する入場税について二〇%に引き下げる等の改正を行なう。

なお、別紙のとおり附帯決議を附すこととした。右報告する。

〔二〕 課税の廃止

尺八、固型ラムネ、粉末ジース、包丁研磨機、電気マッサ、パイプ、きせる、デッキゴルフ用具及びマッサ等について、課税を廃止することとしている。

〔三〕 新規課税

現行課税物品との負担の均衡を図るため、セパレート型ルームクリーナー、電子レンジ、ミュージックテープ、キャンピングカー及び貴金属メダル等に対して、新たに課税を行なうこととしている。

なお、新規課税にあたつては、負担の激変を緩和するため、暫定軽減税率等による調整を図ることとしている。

四 納税手続の簡素合理化

販売業者証明書制度の法制化、二以上の製造場を有する者に対する戻し入れ控除等の合理化、一定の小規模納税者に対する納税申告書の提出期限の特例、未納税、輸出免税等の手続の簡素化等所要の規定の整備を行なうこととしている。

なお、本案の施行に伴う昭和四十八年度における減収額は、三〇七億円と見込まれている。

二 議案の修正議決理由

本案は、物品税について昭和四十一年度以降の基本的な見直しが行なわれていないこと等にかえりみ、最近における社会経済の変化に即応するための措置として適当と認めるが、なお、施行期日を改める等の必要があるので別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

大型モーターボート等の税率を三〇%に、小売課税で二〇%の税率が適用されている貴

右報告する。

昭和四十八年四月十三日

衆議院議長 中村 梅吉殿  
大蔵委員長 鳴田 宗一

[別紙]

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の翌日  
昭和四十八年四月一日から

(販売業者証明書制度に係る経過措置)

第三条 改正後の第五条の二の規定は、昭和四十八年五月三十日までに行なわれる同条第一項に規定する課税貴石等の同項に規定する販売等については、適用しない。

昭和四十八年四月十七日 衆議院会議録第二十七号

第明治三十五年三月三十日  
便物認可

定価  
一部五十円  
(配送料込)

発行所

大蔵省印刷  
東京五八二四四二一大代  
電話東京二番地郵便番号一〇七  
東京都港区赤坂葵町二番地

七五一